

令和6年度  
包括外部監査の結果に関する報告書  
(概要版)

環境に関する  
財務事務の執行について

令和7年3月  
横須賀市包括外部監査人  
公認会計士 細野 和寿



## 目次

第1章 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 監査する事件（監査テーマ）	1
(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由	1
(3) 外部監査対象年度	2
(4) 監査対象部	2
3. 外部監査実施期間	2
4. 包括外部監査人補助者	2
5. 利害関係	2
第2章 横須賀市の現状	3
1. 横須賀市を取り巻く環境	3
(1) 地勢	3
(2) 気候	3
2. 横須賀市の環境施策の概要と特徴	3
(1) 横須賀再興プラン 2022-2025	3
(2) 横須賀市環境基本計画 2030	3
(3) ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン	3
(4) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（7期）	3
3. 横須賀市のごみ処理施設	3
(1) 横須賀ごみ処理施設「エコミル」	3
(2) リサイクルプラザ「アイクル」	3
(3) 積替保管施設	3
(4) 最終処分場（三浦市）	3
4. 監査対象部の概要	4
(1) 監査対象部の組織・分掌事務について	4
第3章 監査の方針及び監査対象の決定	5
1. 監査の基本的な方針	5
2. 監査対象事業の選定	5
3. 監査要点	7
4. 監査手続	8
第4章 外部監査の結果及び意見（総論）	9
1. 全庁的な結果・意見について	9
2. 監査の結果及び意見の一覧	18
第5章 外部監査の結果及び意見（各論）	20
I 経営企画部 都市戦略課	20
No1 温暖化対策推進事業	20
No2 公共施設再生可能エネルギー化推進事業	22
No3 電気自動車普及促進事業	23

No4	脱炭素推進事業	24
<b>II</b>	<b>環境部 環境政策課</b>	<b>25</b>
No5	減量化・資源化啓発事業	25
No6	プラスチック資源化推進事業	26
No7	クリーンよこすか推進事業	27
No8	総務管理事業	28
<b>III</b>	<b>環境部 環境保全課</b>	<b>29</b>
No9	環境保全対策事業	29
<b>IV</b>	<b>環境部 廃棄物対策課</b>	<b>30</b>
No10	廃棄物処理手数料管理システム事業	30
No11	集団資源回収推進事業	34
No12	ごみ収集委託事業	37
No13	粗大ごみ収集事業	40
No14	一般廃棄物排出指導事業	42
No15	海浜地清掃事業	46
No16	小動物死体処理事業	47
No17	し尿収集事業	52
No18	浄化槽清掃事業	54
<b>V</b>	<b>環境部 環境施設課</b>	<b>60</b>
No19	リサイクルプラザ再資源化事業	60
No20	小動物死体処理事業	62
No21	長坂埋立地浄化センター管理事業	63
No22	埋立跡地管理事業	64
No23	し尿等下水道投入施設管理事業	65
<b>VI</b>	<b>環境部 広域処理センター</b>	<b>66</b>
No24	積替保管事業	66
No25	横須賀ごみ処理施設運営管理事業	68
No26	焼却灰溶融固化等処理事業	69
No27	ごみ最終処分事業	70
<b>VII</b>	<b>環境部 久里浜収集事務所</b>	<b>71</b>
No28	久里浜収集事務所管理事業	71
No29	久里浜収集事務所ごみ収集直営事業	74
No30	ごみ収集車購入事業	75
<b>VIII</b>	<b>建設部 自然環境・河川課</b>	<b>77</b>
No31	鳥獣保護管理対策事業	77
No32	みどりの基本計画推進事業	78

(注) 本報告書における記載内容の留意点

#### 1. 端数処理について

金額は原則として単位未満を四捨五入して表示している。  
報告書中の表の合計値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

#### 2. 監査の結果及び意見について

本報告書において、「監査の結果」とは、「法令や条例等への遵法性から是正すべきもの」、「改善が必要であるが条例及び組織体制の変更等が必要なもの」、「事業事務の効率性や経済性の観点から特に改善を要すべきもの」等の観点から検出した事項である。

また、「監査の意見」とは、「不正・不当事項ではないが住民への説明責任上対応することが望ましい、あるいは将来のために改善していくことが望ましいと考えられるもの」、「行政運営上の改善のために参考となる提言」等である。

## 第1章 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査である。

### 2. 選定した特定の事件

#### (1) 監査する事件（監査テーマ）

環境に関する財務事務の執行について

#### (2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由

世界で起きている主な環境問題として、①地球温暖化、②森林破壊、③海洋汚染、④水質汚染、⑤大気汚染等が取り上げられており、わが国においても対策が取られているが、このうち地球温暖化に関しては、政府が、2050年（令和32年）までに温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すことを表明し、地球温暖化対策推進法の改正や関係計画を見直し、経済と環境の好循環を目指す動きが具体化してきている。

横須賀市においては、市の最上位計画である総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）のうち、基本構想及び基本計画にあたる「YOKOSUKA ビジョン 2030」の環境分野の未来像において、持続可能な社会を実現するため、一人ひとりが日常生活において、環境にかかわることを「自分ごと」として考える意識を醸成し、横須賀が誇る豊かな自然環境と、快適な生活環境を将来の世代に引き継いでいくことを目指している。そしてこの環境分野の未来像を実現するための政策方針として、次世代に残すべき自然環境の保全と活用、地球温暖化への対策と気候変動への適応、循環型社会の形成ときれいで暮らしやすいまちの推進のための事業を行うことを掲げている。

「YOKOSUKA ビジョン 2030」の環境分野の未来像に基づく分野別計画の一つとして位置づけられている「横須賀市環境基本計画 2030」では、横須賀市が目指す環境像として「人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち よこすか」を掲げ、この環境像の達成に向けた取組みを進める上で5つの基本目標（「人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまち」、「気候変動に適応し、脱炭素社会へ移行するまち」、「身近なところから生活を見直し、循環型社会を構築するまち」、「安心して快適な生活環境を実現し、住みよいまち」、「環境にやさしい社会の担い手を育むまち」）を示している。

そして、「YOKOSUKA ビジョン 2030」の実施計画にあたる「横須賀再興プラン 2022－2025」では、「未来につながる環境の保全・創出」を5つの最重点施策の1つとし、①市役所の脱炭素化の推進、②市域全体の脱炭素化の支援、③海に囲まれた立地の活用、④身近な自然環境の保全、創出、活用、⑤循環型社会の推進、⑥新たな公園の整備の取り組みを進めており、公用車EV化導入事業、EVカーシェアリング事業及びブルーカーボン事業などの地球温暖化対策事業、市街化区域樹林地保全支援事業及びクリーンよこすか推進事業などの自然環境の保全・活用と循環型社会の推進のための事業を掲げている。「横須賀再興プラン 2022－2025」に掲げられた事業は、各年度の予算編成において積極的に予算配分することにより、横須賀市として環境問題に積極的に取り組む姿勢を示している。

また、横須賀市における環境保全に係る取組みは古く、「横須賀市環境基本計画 2030」

によると、横須賀市は、平成8年（1996年）に「環境基本条例」を制定し「環境の保全及び創造に関する施策の基本方針」において示す施策を展開するため、平成10年（1998年）に「横須賀市環境基本計画」（第1期）を策定したとされている。

横須賀市の環境保全に係る施策は長期間に渡って取り組まれており、環境分野という事業の性格上、効果測定も長期間に及ぶと考えられるため、各事業の実施状況を評価することは、将来の目標達成に向けた施策を検討するうえで重要なものになると考えられる。また、横須賀市は、環境に関して様々な取り組みを推進しており、これらの取り組みは市民の関心も高いと考えられる。包括外部監査において、財務事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する意義は高いと判断した。

よって、環境に関する財務事務の執行を令和6年度（2024年度）の包括外部監査における特定の事件（テーマ）として選定した。

### (3) 外部監査対象年度

原則として、令和5年度（2023年度）とするが、必要に応じて、他の年度についても監査対象とする。

### (4) 監査対象部

横須賀市経営企画部、環境部及び建設部

## 3. 外部監査実施期間

令和6年（2024年）7月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

## 4. 包括外部監査人補助者

公認会計士	梁瀬 亮
公認会計士	米谷 直晃
公認会計士	米山 友二
公認会計士	笈川 翔太郎
公認会計士	高橋 由佳
公認会計士	藤井 祐介
公認会計士	茨木 彩夏
公認会計士	浦葉 翔太
公認会計士試験合格者	飯島 春菜

## 5. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 横須賀市の現状

### 1. 横須賀市を取り巻く環境

(1) 地勢  
＜省略＞

(2) 気候  
＜省略＞

### 2. 横須賀市の環境施策の概要と特徴

(1) 横須賀再興プラン 2022-2025  
＜省略＞

(2) 横須賀市環境基本計画 2030  
＜省略＞

(3) ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン  
＜省略＞

(4) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（7期）  
＜省略＞

### 3. 横須賀市のごみ処理施設

(1) 横須賀ごみ処理施設「エコミル」  
＜省略＞

(2) リサイクルプラザ「アイクル」  
＜省略＞

(3) 積替保管施設  
＜省略＞

(4) 最終処分場（三浦市）  
＜省略＞

#### 4. 監査対象部の概要

- (1) 監査対象部の組織・分掌事務について  
<省略>

### 第3章 監査の方針及び監査対象の決定

#### 1. 監査の基本的な方針

包括外部監査は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することで地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めるために導入された。包括外部監査人は、事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合規性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。

また、一方で監査を行うに当たっては、当該事務の執行の有効性、経済性、効率性の視点から意見を提出することができることとされている。

したがって、監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、コストを抑えつつより大きな効果をあげるよう努めているか、より効率的な方法が取られているか、といった、いわゆる3E（有効性、経済性、効率性）の視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

#### 2. 監査対象事業の選定

経営企画部（都市戦略課）、環境部、建設部（自然環境・河川課）が令和5年度（2023年度）において所管している事業は、全73事業、支出決算額は合計で5,130百万円である。限られた時間で、深度ある監査を効果的かつ効率的に行うためには監査範囲を限定する必要がある。そこで、以下の除外条件を設定し、監査対象事業の絞り込みを行った。

##### <除外条件①>

- ・経営企画部（都市戦略課）、環境部、建設部（自然環境・河川課）が所管する事業には、総合計画や統計に関すること、公衆トイレの管理に関すること、河川維持補修事業に関することなど「環境」以外の事業も含まれるため、「環境」以外の事業は監査対象外とした。
- ・自然環境・河川課が所管する事業には、令和元年度の包括外部監査で監査対象となった事業が存在する。当時の包括外部監査で指摘事項が無かった事業は対象外とした。一方で、指摘事項があった事業は、改善状況を確認するため、対象とした。

##### <除外条件②>

- ・予算現額が500万円未満（環境保全課、廃棄物対策課、環境施設課、広域処理センター、久里浜収集事務所は2,000万円未満）の事業は対象外とした。ただし、金額基準を下回る事業でも、監査人の判断で対象事業とした事業が存在する。例えば、小動物死体処理事業は、環境施設課と廃棄物対策課で別々に事業化が行われている。小動物死体処理事業（環境施設課）は金額基準を下回るが、小動物死体処理事業全体では金額基準を超えるため、小動物死体処理事業（環境施設課）も監査対象事業として選定した。

上記の抽出条件で監査対象事業を選定した結果、全32事業、合計4,630百万円の事業を監査対象事業として選定した。金額ベースで、経営企画部（都市戦略課）、環境部、建設部（自然環境・河川課）が所管する全事業の90.3%をカバーしている。

監査対象事業の一覧は、次の図表3-2-1を参照されたい。

図表 3-2-1 監査対象事業一覧

(単位：千円)

No	部	課	事業名	支出決算額 (令和5年度)	横須賀再 興プラン
1	経営 企画 部	都市戦略課	温暖化対策推進事業	5,222	●
2			公共施設再生可能エネルギー化推進事業	11,021	●
3			電気自動車普及促進事業	5,075	●
4			脱炭素推進事業	1,560	●
5	環境 部	環境 政策課	減量化・資源化啓発事業	16,640	●
6			プラスチック資源化推進事業	10,059	
7			クリーンよこすか推進事業	8,589	●
8			総務管理事業	13,646	
9		環境 保全課	環境保全対策事業	49,963	
10		廃棄物対策 課	廃棄物処理手数料管理システム事業	17,991	
11			集団資源回収推進事業	263,421	
12			ごみ収集委託事業	906,194	
13			粗大ごみ収集事業	97,407	
14			一般廃棄物排出指導事業	19,053	
15			海浜地清掃事業	10,325	
16			小動物死体処理事業（廃棄物対策課）	51,751	
17			し尿収集事業	32,119	
18		浄化槽清掃事業	76,167		
19		環境 施設課	リサイクルプラザ再資源化事業	760,940	
20			小動物死体処理事業（環境施設課）	3,269	
21	長坂埋立地浄化センター管理事業		79,472		
22	埋立跡地管理事業		19,264		
23	し尿等下水道投入施設管理事業		218,057		
24	広域処理セ ンター	積替保管事業（広域処理センター）	30,389		
25		横須賀ごみ処理施設運営管理事業	1,207,622		
26		焼却灰溶融固化等処理事業	512,987		
27	久里浜収集 事務所	ごみ最終処分事業	33,203		
28		久里浜収集事務所管理事業	28,111		
29		久里浜収集事務所ごみ収集直営事業	64,270		
30		ごみ収集車購入事業	51,739		
31	建設 部	自然環境・ 河川課	鳥獣保護管理対策事業	19,056	●
32			みどりの基本計画推進事業	4,981	●
合計				4,629,563	

(注)「横須賀再興プラン 2022-2025」で位置づけられた主要事業に●を付けている。  
出典：横須賀市提供資料をもとに監査人作成

### 3. 監査要点

監査を実施するうえで、法規性及び3E（有効性、経済性、効率性）の観点から、監査要点を以下のように設定した。

#### ① 法規性

各種規定等に準拠して業務を実施しているか。

(例示)

- ・ 予算や決算数値が正しく作成されているか。
- ・ 事業目的と関連しない予算執行はないか。
- ・ 契約は財務規則等に沿って行われているか。
- ・ 契約相手先選定の基準は明確か。
- ・ 備品や公有財産の管理は規則に沿って適切に行われているか。
- ・ 現金管理は適切に行われているか。
- ・ 補助金等の交付にかかる事務手続は法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか。
- ・ 補助金等が補助対象外の事業または経費に充当されていないか。
- ・ 補助金等の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容等は補助対象として適当か。また、特定の団体や個人に対する優遇措置となっていないか。
- ・ 結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・ その他、事業に係る事務の実行は関連法令等に準拠しているか。

#### ② 事業の有効性

目的に見合った成果が現れているか。

(例示)

- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事務事業の数値目標は、横須賀再興プラン等の上位計画と整合するように設定され、計画の進捗管理が行われているか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合い、反省点は具体的に評価・分析されているか。また、評価・分析結果は次年度以降の予算編成等に活用されているか。
- ・ 事業の実施において収集された情報は、担当部局以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。
- ・ 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・ 所期の目的が達成されているにもかかわらず漫然と支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず、事業内容が見直されることもなく、漫然と支出され続けているものはないか。
- ・ 財源に国または県の支出金等がある事業についても、横須賀市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

#### ③ 事業の経済性、効率性

無駄な支出になっていないか、より少ない資源で成果を出しているか、財源確保に努めているか。

(例示)

- ・事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・経済的かつ効率的な事務を追求しているか。
- ・本来横須賀市が負担すべきではない、負担を避けられるコストについて負担していないか。
- ・契約事務において相見積もりを実施するなど、契約金額の低減努力がなされているか。
- ・事業の実施方法として、横須賀市の直営か民間事業者への委託又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
- ・他の事業との重複はないか。
- ・年度末に不必要な予算消化をしていないか。
- ・費用対効果を勘案のうえ事業を実施しているか。
- ・貸付金や未収金等の回収は適切に行われているか。
- ・受益者負担の見直しの必要性はないか。

#### 4. 監査手続

前述「3. 監査要点」に記載した監査要点を検討するために実施した監査手続は以下のとおりである。

- ①監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧するとともに、これらの資料について、事業を所管する部署にヒアリングを行い、事業の概要を把握した。
- ②支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等との整合性・合规性、及び、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検討した。
- ③貸付金及び未収金などの債権の回収業務の合理性を検討するため、関係資料の閲覧、質問等を実施した。
- ④法令等に実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合规性を検討した。
- ⑤事業の実施報告書、議事録等の関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検討を実施した。
- ⑥事業の成果指標の有無、達成状況及び改善施策を、担当者への質問、関連書類の閲覧等により検討した。また、成果指標ではない利用件数などのアウトプットについても、利用件数などの推移状況等を把握し、利用者数等の改善施策等について、担当者への質問等により検討した。
- ⑦市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるような内部統制が構築されているかという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑧委託業務の契約相手先、補助金等の交付相手先の業務実施報告書等を適時閲覧・精査し、委託契約書、補助金要綱、協定書等との整合性を確認した。
- ⑨横須賀市ごみ処理施設及び久里浜収集事務所へ往査し、担当者への質問、施設（建物・設備）の状況や業務実施状況の観察、現場にある書類の閲覧等を実施し、施設や事業の実施状況等を把握した。
- ⑩ごみ処理手数料等で、受益者負担額に見直しが必要ないか検討した。
- ⑪検出事項（結果・意見）を発見した場合には、氷山の一角の可能性もあるため、必要に応じて他に同様の事象が起きていないか、横須賀市の全庁的な問題点が無いかも検討した。

## 第4章 外部監査の結果及び意見（総論）

### 1. 全庁的な結果・意見について

全部で 32 ある監査対象事業を監査した内容（各論）については、第5章で詳述する。ここでは、総論として、個別事業の監査をした中で気づいた全庁的な問題点（意見）を記載する。

#### 【意見1】 入札無効時の規則制定

（現状と課題）

横須賀市契約規則第15条において入札の無効について規定されている。No.19 リサイクルプラザ再資源化事業において、入札が無効になる事象が発生したが、入札の無効時の事務処理についての規程がないため無効とした理由が明記されておらず、入札の無効要因を事後的に確認することが難しい状況にある。

（意見）

無効理由について事後的に検証することができるように入札書等においてその無効理由を記載するよう、横須賀市で規則を定めることが望ましい。

図表 4-1-1 入札無効時の事務処理に関する意見一覧

事業名	意見	意見の概要
No19 リサイクルプラザ再資源化事業	【意見29】 入札無効時の事務処理	入札無効になった場合には、事後チェックできるよう、入札書や入札報告書においてその理由を記載することが望ましい。

#### 【意見2】 受益者負担割合の適正化

（現状と課題）

地方公共団体が行う公共サービスはNo12 ごみ収集委託事業のように広く市民が利用する性質の事業と、No13 粗大ごみ収集事業のように粗大ごみを処分したい市民が利用する性質の事業がある。後者の性質の事業に係る費用は受益者が一部負担しているが、受益者負担割合が論点となる。

No10 廃棄物処理手数料管理システム事業に記載のし尿収集及び浄化槽清掃の手数料、No13 粗大ごみ収集事業に記載の粗大ごみ収集手数料のように、手数料や手数料割合について検討の余地のあるため「監査の意見」とした事業が検出されている。

（意見）

事業の性質に合わせて受益者負担割合を検討したうえで手数料の見直しが必要無いか、検討することが望ましい。

意見2に関連して、第5章の各論で記載した意見の一覧と概要は以下のとおりである。詳細は、第5章を参照されたい。

図表 4-1-2 受益者負担割合の適正化に関する意見一覧

事業名	意見	意見の概要
No10 廃棄物処理手数料管理システム事業	【意見 12】手数料負担割合の合理性（し尿収集及び浄化槽清掃の手数料）	し尿収集及び浄化槽清掃の手数料のうち、コンサート・イベント会場等で臨時に使用される仮設トイレ等に係るものについて、現状、受益者負担割合を 25%として手数料が設定されている。 横須賀市の「公の施設の使用料に関する基本方針」に従えば、コンサート・イベント会場等から出たし尿の回収コストの受益者負担割合は 50%が適切である可能性があり、手数料の再検討が望まれる。
No13 粗大ごみ収集事業	【意見 19】粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の設定	横須賀市において、戸別収集により粗大ごみを処分する場合、その処理手数料はスプリングマットレス（1個）は 4,300 円、その他（1個または 1組）は 520 円に設定されている。 処理手数料がスプリングマットレス 4,300 円、その他 520 円と 2段階しかないが、一般的に考えれば、粗大ごみの種別に応じて運搬コストや処分コストは異なり、それに対する対価も異なってしかるべきである。コスト分析を行い、粗大ごみの種別を類型化し、同種の性質をもつものは同一の処理手数料を徴収するといった対応が望ましい。
No16 小動物死体処理事業	【意見 24】愛玩動物の火葬等に係る受益者負担割合	横須賀市では、愛玩動物の火葬等を市の事業として行っており、手数料を徴収している。 愛玩動物の火葬サービスは、生活インフラではなく、地方公共団体が必ずしも整備すべき公的サービスではない。そのため、経済性の観点から、適切な手数料を収受する必要があると考えられる。

事業名	意見	意見の概要
		現状、事業費の全額が利用者負担となっておらず、一般財源からも負担している状況とみられる。民間業者の火葬料や近隣地方公共団体の手数料を参考に、受益者が負担すべき手数料を再度検討することが望ましい。
No24 積替保管事業	【意見 32】 枝・草等に係る廃棄物処理手数料	横須賀市の枝・草等に係る廃棄物処理手数料は、現在、10 kgまでごとに150 円と設定されている。廃棄物処理手数料としては比較的安価であるが、現状は一般財源の補てんが必要な状況となっている。現在の時勢や物価、近隣地域の状況を鑑みて、廃棄物処理手数料が積替保管施設の維持管理に必要な財源として適切な金額設定となっているか今一度検討されたい。

### 【意見 3】 業務効率化の観点からの、手数料収納方法の前納制へ移行

(現状と課題)

意見 2 に記載したように、今回対象にした事業では手数料を収入する事業が複数ある。ただし、その手数料の収入方法が必ずしも前納制となっているわけではなく、一部後納制も受け付けている。

後納制の場合、なんらかの事情で支払いが遅延し、不納（収納未済、未収金）が生じてしまう。市では、未納者に対して、直接訪問したり、再度納付書を送付したりと回収の活動を行っている。これらの活動に係る人件費や郵送費等も未納者に対して追加で必要になる経費であり、経済性や効率性の観点からは対策すべきである。

(意見)

手数料収入の方法について、機械やシステム等を利用することによって原則前納制とすることができるよう、継続的に検討することが望ましい。

意見 3 に関連して、第 5 章の各論で記載した結果・意見の一覧と概要は以下のとおりである。また、意見にはしていないが、No18 浄化槽清掃事業においても、債権について職員が催告を行っている。詳細は、第 5 章を参照されたい。

図表 4-1-3 手数料収納方法の前納制へ移行に関する結果・意見一覧

事業名	結果・意見	結果・意見の概要
No13 粗大ごみ収集事業	【意見 18】粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の前納制への移行	<p>横須賀市において、戸別収集により粗大ごみを処分する場合、申込方法により決済手段が異なる。具体的には、横須賀市 LINE 公式アカウントからの申し込み及びインターネット申し込みによる場合は電子決済を用いた前払いとなり、電話申し込みの場合は、納付通知書を用いた後払いとなる。</p> <p>電話申し込みの場合でも、原則は前納制にすることで、収納未済（未収金）発生による事務コストを抑制することが望ましい。</p>
No16 小動物死体処理事業	【結果 1】愛玩動物の火葬（返骨、収集を含む）に係る手数料の未納状況	<p>横須賀市では、愛玩動物の火葬等も市の事業として実施している。手数料は後納制となっており、未納件数割合や未納額割合が他の事業と比較しても高い水準となっている（例えば、本事業の未納件数の割合は令和 5 年度で 6.1%である）。より強く改善を求める観点から、関連する指摘については「意見」ではなく、「結果」とした。</p> <p>具体的な対策として、収納未済（未収金）を抑制するため、現在の後納制から、前納制へ移行すべきだと考える。</p> <p>具体的には、火葬施設や市役所に券売機を設置し、火葬チケットを購入した人にサービス提供することなどが考えられる。</p>

#### 【意見4】 経済性や効率性の観点からの意見

(現状と課題)

今回、監査した事業の中には、意見2以外にも、経済性や効率性の観点（財源確保含む）から、改善できる可能性がある事項が何点か検出されている。

(意見)

経済性や有効性の観点から、第5章の各論で記載した主な意見は以下のとおりである。これらの意見は、現場職員へのヒアリングや、関連資料の閲覧を通じて得たものである。横須賀市には、現場の意見を参考にしつつ、改善の余地を検討していただきたいと考えている。

図表 4-1-4 経済性や効率性の観点からの意見一覧

事業名	意見	意見の概要
No12 ごみ収集委託事業	【意見17】 定日ごみ収集委託業者選定に係る入札の方法	横須賀市では、市内14地区を対象とした定日ごみの回収業者選定のための入札（5年間の長期継続契約）を令和5年度から令和6年度にかけて2日間に分けて行った。 本入札では、同一事業者が同日に開催する入札案件で請け負うことを制限する「同日落札制限」が設定されている。「同日落札制限」により、本入札案件では、同日開催する入札では、1地区までしか落札できない（日を改めれば、2地区目の落札が可能）。 「同日落札制限」は、入札参加企業が多い状態では問題が生じにくいですが、現状では、参加企業が対象地区数よりも少ない状況であり、その結果、どの企業も「同日落札制限」により落札できない地区が生じてしまっている。 今回の入札においては、再入札を3度実施し、最終的に令和6年6月12日に落札となったが、初回入札に参加した業者が5社であったのに対し、落札日の入札に参加した業者は1社のみであり、予定価格は初回入札と比較すると10%超となった。

事業名	意見	意見の概要
		<p>このように、再入札に参加する業者が少なくなり、競争性が低下し、ひいては予定価格の再設定に伴う契約額増加による不経済（無駄な経費の支出）につながる可能性を有していると考えられる。</p> <p>現行の入札の方法を否定するものではないが、「同日落札数制限」の趣旨を踏まえ、現状の2件以上の入札制限ではなく、業者数に応じた制限数を設定するなど、より経済的な入札となるように検討することが望ましい。</p>

※上記のほか、No11 集団資源回収推進事業（意見 13）、No14 一般廃棄物排出指導事業（意見 20）、No16 小動物死体処理事業（意見 25・26）、No31 鳥獣保護管理対策事業（意見 38）で、主に制度の一本化や業務フローの見直し（簡素化等）、広域的な対応という視点で、横須賀市に資すると思われる意見を記載している。

## 【意見5】事業の必要性の検討

(現状と課題)

今回、監査した事業の中に、事業開始後の環境変化により、事業を継続するか否かを検討したほうが良い事業が発見された。

(意見)

横須賀市においては、「事務事業等の総点検」と題して、毎年、全ての事務事業を対象に、今後の事業の方向性を含めて点検を行っている。直近の令和5年度事業については、令和6年(2024年)9月に市のHPにおいて結果を公表している。

令和5年度版の「事務事業等の総点検」では、下記の積替保管事業についての今後の事業の方向性として「本積替保管施設は仮設であり、今後の利用方針が明確になっていないため、本事業の継続性も未定であるが、当面は継続する」とあるが、監査人としては、事業開始時から外部環境の変化が見られ、市が政策的に本事業を行う意義が薄れてきていると考えたため、事業の方向性については、今一度、検討する必要があると考えている。

「事務事業等の総点検」で今後の事業の方向性を検討する仕組み自体は、行政をスリム化するうえで必要な仕組みであると考えている。今後も継続的に取り組んでいきたい。

図表 4-1-5 事業の必要性の検討の意見一覧

事業名	意見	意見の概要
No24 積替保管事業	【意見31】事業者等からの枝・草等の受入れを横須賀市が担う意義の再検討	積替保管事業は、令和元年度(2019年度)に開始された事業であるが、事業開始当時から外部環境に変化があり、横須賀市が本事業を行う意義が乏しくなっている可能性がある。本事業は令和5年度に30,389千円の事業費が発生しているが、本事業を継続する必要があるのか再検討が必要である。

## 【意見6】 成果指標の設定と事業の見直し

(現状と課題)

事業の有効性を検討する観点から、各事業において KPI（重要業績評価指標）等の成果指標が適切に設定されているかを検討した。

適切な成果指標を設定することで、例えば目標が未達成に終わった場合に、課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになることが期待される。また、例えば予算編成時に財政当局と成果指標及び達成状況を共有することで、事業そのものの必要性や事業の見直しに関する建設的な議論が促されることで、結果として限られた予算の適正配分につながることも期待される。

横須賀市としても、適切な成果指標を設定することを各課に推奨しているとのことであり、経営企画部、環境部、建設部の事業でも成果指標を設定している事業が多くみられた。

しかしながら、No1 温暖化対策推進事業、No12 ごみ収集委託事業、No15 海浜地清掃事業や No29 ごみ収集直営事業のように、成果指標が設定されているが改善の余地があるため「監査の意見」とした事業が検出されている。

前回、前々回（令和4・5年度）の監査でも、成果指標の設定については指摘したが、各事業において適切な KPI 等の成果指標を設定することが全庁的な課題であるため、改めて総論で意見として記載することとした。

(意見)

成果指標の重要性に鑑み、今回、個別に意見を記載した事業以外でも、適切な成果指標を設定し、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しが行われているかについて、全庁的に検討を実施することが望ましい。

なお、「横須賀再興プラン 2022-2025」には、数値目標や重要業績指標（KPI）が設定されている。個別事業の成果指標は、横須賀再興プランの数値目標や KPI を意識して設定することで、横須賀再興プランの進捗管理にも使えるようになると考えられるので、参考にされたい。

図表 4-1-6 「横須賀再興プラン 2022-2025」に記載の数値目標、KPI（一部）

○数値目標

項目	現状値	目標値 (2025年度)
温室効果ガス排出量の削減率※ 横須賀市域における二酸化炭素やメタンなど、7種類の温室効果ガスの総排出量（2013年度からの）削減率	—	23.7%以上
緑被率 みどりの全体量を表す指標として、樹木や草地など植物で覆われた土地の面積率	54.5% (2014年度)	54.5%以上
市民1人1日当たりのごみの排出量 市民1人1日当たりのごみの排出量 (g/人・g)	864g (2020年度)	832g以下

※横須賀市環境基本計画および地球温暖化対策実行計画では、2029年度までに削減率43%を目指しています。2025年度時点での削減目標は、23.7%となります。

○重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値	目標値 (2025年度)
太陽光発電システム（太陽光パネル）を設置した市の公共施設の屋上等に太陽光発電システムを設置した施設	10施設 (2020年度)	46施設
公用車の電動車両の導入率 全公用車のうち、電動車両（EV、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車等）の割合	13.9% (2020年度)	28.3%
太陽光発電システム等の設置・購入に対する助成件数 再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム）や省エネルギー機器（家庭用燃料電池システム、蓄電池等）の設置・購入に対する助成件数	5,691件 (2020年度)	7,531件 (累計)
電気自動車等の購入助成件数 個人、事業者等への電気自動車及び充電設備等の助成	425件 (2020年度)	725件 (累計)

出典：「横須賀再興プラン 2022-2025」

## 2. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。結果が2項目、意見が39項目あり、合わせて41項目である。結果及び意見の定義については、目次の次頁に記載の「本報告書における記載内容の留意点」を参照されたい。

事業名	監査の結果及び意見	頁		
		概要版	報告書	
<b>総論</b>				
総論（全庁的な課題）	意見 1	入札無効時の規則制定	9	33
	意見 2	受益者負担割合の適正化	9	33
	意見 3	業務効率化の観点からの、手数料収納方法の前納制へ移行	11	35
	意見 4	経済性や効率性の観点からの意見	13	37
	意見 5	事業の必要性の検討	15	39
	意見 6	成果指標の設定と事業の見直し	16	40
<b>I 経営企画部 都市戦略課</b>				
No1 温暖化対策推進事業	意見 7	各業務の実態に沿った成果指標の設定	20	48
	意見 8	横須賀市地球温暖化対策地域協議会の実施するイベントの効果的な開催	21	49
No2 公共施設再生可能エネルギー化推進事業		—		
No3 電気自動車普及促進事業	意見 9	家庭用電気自動車等導入者奨励金の対象	23	57
No4 脱炭素推進事業		—		
<b>II 環境部 環境政策課</b>				
No5 減量化・資源化啓発事業	意見 10	市役所庁舎内で生じた蛍光管やミックスペーパーのごみ処理	25	66
No6 プラスチック資源化推進事業	意見 11	指定法人ルート（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第32条）と再商品化計画ルート（同法第33条）の比較検討	26	69
No7 クリーンよこすか推進事業		—		
No8 総務管理事業		—		
<b>III 環境部 環境保全課</b>				
No9 環境保全対策事業		—		
<b>IV 環境部 廃棄物対策課</b>				
No10 廃棄物処理手数料管理システム事業	意見 12	手数料負担割合の合理性（し尿収集及び浄化槽清掃の手数料）	30	84
No11 集団資源回収推進事業	意見 13	奨励金支払通知の方法	34	89
	意見 14	横須賀市資源回収協同組合へ支払う奨励金の定期的な見直し	34	90
	意見 15	登録団体に係る定期的な実在性チェック	36	91
No12 ごみ収集委託事業	意見 16	成果指標の設定	37	94
	意見 17	定日ごみ収集委託業者選定に係る入札の方法	38	95
No13 粗大ごみ収集事業	意見 18	粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の前納制への移行	40	100
	意見 19	粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の設定	41	101
No14 一般廃棄物排出指導事業	意見 20	カラス除けネット、ごみ収納ボックスの配布及び補助金交付	42	105
	意見 21	「ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱」における補助対象物の定義	43	106
	意見 22	ごみ収納ボックス等の補助申請の際に提出する誓約書	45	108
No15 海浜地清掃事業	意見 23	目標の設定方法	46	111
No16 小動物死体処理事業（廃棄物対策課）	結果 1	愛玩動物の火葬（返骨、収集を含む）に係る手数料の未納状況	47	115
	意見 24	愛玩動物の火葬等に係る受益者負担割合	48	116
	意見 25	小動物の死体収集・運搬、処分及び受付委託業務における入札状況	49	117
	意見 26	三浦市のへい死獣受入に係る業務の簡素化	51	118
No17 し尿収集事業	意見 27	委託業者の現状	52	121
No18 浄化槽清掃事業	結果 2	浄化槽台帳の整備	54	125
	意見 28	浄化槽の維持管理に係る指導	56	126

事業名	監査の結果及び意見	頁				
		概要版	報告書			
<b>V 環境部 環境施設課</b>						
No19	リサイクルプラザ再資源化事業	意見	29	入札無効時の事務処理	60	133
No20	小動物死体処理事業（環境施設課）			—		
No21	長坂埋立地浄化センター管理事業			—		
No22	埋立跡地管理事業			—		
No23	し尿等下水道投入施設管理事業	意見	30	日の出町し尿問題対策協議会の在り方	65	146
<b>VI 環境部 広域処理センター</b>						
No24	積替保管事業（広域処理センター）	意見	31	事業者等からの枝・草等の受入れを横須賀市が担う意義の再検討	66	149
		意見	32	枝・草等に係る廃棄物処理手数料	67	150
No25	横須賀ごみ処理施設運営管理事業	意見	33	横須賀ごみ処理施設「エコミル」の予防保全	68	155
No26	焼却灰溶融固化等処理事業			—		
No27	ごみ最終処分事業			—		
<b>VII 環境部 久里浜収集事務所</b>						
No28	久里浜収集事務所管理事業	意見	34	空調設備の修繕	71	166
		意見	35	職員安全衛生の維持に係る備品（電化製品）の新規購入	72	167
No29	久里浜収集事務所ごみ収集直営事業	意見	36	成果指標と活動実績の設定	74	171
No30	ごみ収集車購入事業	意見	37	実態にあったごみ収集車の入札事務	75	174
<b>VIII 建設部 自然環境・河川課</b>						
No31	鳥獣保護管理対策事業	意見	38	適時な情報収集と近隣地域との協力体制の構築	77	181
No32	みどりの基本計画推進事業	意見	39	緑被率の定期的な調査の実施	78	185

注 1: 「監査の結果及び意見」の欄の「—（バー）」は、監査の結果、結果及び意見として報告すべきものが無かったことを指している。

注 2: 表中の右側にある「頁」は、本概要書及び報告書（本編）における各項目の記載箇所である。

## 第5章 外部監査の結果及び意見（各論）

### I 経営企画部 都市戦略課

#### No1 温暖化対策推進事業

##### 1. 事業の概要

<省略>

##### 2. 指標、実績

<省略>

##### 3. 予算、決算

<省略>

##### 4. 監査の結果及び意見

#### 【意見7】各業務の実態に沿った成果指標の設定

（現状）

当事業の内容は大きく分けて、よこすかエコポイント付与に関連する「よこすかエコポイント事業の実施」と、「横須賀市地球温暖化対策地域協議会交付金の交付」がある。所管課は、成果指標として、よこすかエコポイントの交付件数を設定している。しかし、「横須賀市地球温暖化対策地域協議会交付金の交付」に関する活動は、エコポイントの交付とは直接的に紐づく業務ではなく、成果指標が設定されていない状況である。

なお、空調省エネシステムの導入は、所管課によると、費用対効果及び運用上の課題等を整理・検証する試行事業であるため、導入効果の検証は行っているものの、現時点では成果指標の設定はしていないとのことである。

（課題）

適切な成果指標を設定することで、例えば目標が未達成に終わった場合に、課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになることが期待されるが、適切な指標が設定されていないとこのようなPDCAサイクルを回すことが困難になる。

（意見）

「横須賀市地球温暖化対策地域協議会交付金の交付」に関して、横須賀市地球温暖化対策地域協議会（以下、協議会という。）の活動内容に紐づく具体的な成果指標を設定することにより、所管課の目標や努力が数値化されることで、さらに予算の適正化に資することが望まれる。

また、よこすかエコポイントに関しても、次の【意見8】と関係するが、よこすかエコポイントが市民の脱炭素推進に向けた行動起因に繋がったかどうかに関するアンケートを入手できれば、現状の交付件数（アウトプット指標）に加えて、アウトカム指標も成果指標に加えることで、より効果的にPDCAサイクルを回すことができるようになると考えられる。

**【意見8】 横須賀市地球温暖化対策地域協議会の実施するイベントの効果的な開催**

(現状)

協議会は、地域に即した地球温暖化対策として、日常生活や事業活動の中で地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減する方策を考えていくための啓発活動として様々なイベントを開催しているが、開催規模や参加者は年々逡減傾向にあるものも多い。

(課題)

協議会の実施するイベントは主に脱炭素化の推進施策の一つであり、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減する方策を考えるよい機会となる一方、イベント規模や参加者が少ないと効率よくそれらを検討する機会の提供が難しくなる。

(意見)

実際のエコポイント交付対象者及び協議会が開催する各種イベント活動への参加者に対してアンケートを実施するなどにより、事業の効果（例えばよこすかエコポイントが市民の脱炭素推進に向けた行動起因に繋がったかどうか）や市民の意見などの情報を適時に収集し、変遷を分析した上で、事業の見直しを図ることが望ましい。脱炭素推進のための各種イベント活動が成果に貢献しているのか客観的に評価し、より市民の関心を向けるきっかけとなっているイベントや企画に焦点を当てて予算を投じることができるよう、協議会に対しても働きかけていくことが必要と考える。

No2 公共施設再生可能エネルギー化推進事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

## No3 電気自動車普及促進事業

### 1. 事業の概要

<省略>

### 2. 指標、実績

<省略>

### 3. 予算、決算

<省略>

### 4. 監査の結果及び意見

#### **【意見9】** 家庭用電気自動車等導入者奨励金の対象

(現状)

現在は、支給対象が「市内に生産拠点を有する事業者が製造したもの」に限られており、実際に市内に生産拠点を有する事業者が日産自動車株式会社のみであるため、奨励金の対象となる車種が限定されている状況である。

(課題)

「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」の前文でうたわれているように、地域経済振興と共存した脱炭素社会への移行が理想であり、対象車種を限定しているのもこれが理由とみられる。しかしながら、電気自動車の普及の大きな障壁のひとつとして車両価格やバッテリー等が非常に高価である点がある中で、数ある電気自動車の中で奨励金対象となる車種を限定していることは、市民の消費活動を抑制し、脱炭素社会への移行という目的が遠のいている可能性がある。

(意見)

地域経済振興との共存という観点ではジレンマであるが、奨励金の対象車種の拡大について改めて検討されたい。

#### No4 脱炭素推進事業

##### 1. 事業の概要

<省略>

##### 2. 指標、実績

<省略>

##### 3. 予算、決算

<省略>

##### 4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

## II 環境部 環境政策課

### No5 減量化・資源化啓発事業

#### 1. 事業の概要

<省略>

#### 2. 指標、実績

<省略>

#### 3. 予算、決算

<省略>

#### 4. 監査の結果及び意見

##### **【意見10】 市役所庁舎内で生じた蛍光管やミックスペーパーのごみ処理**

(現状)

所管課において、蛍光管や印刷物等（以下、ミックスペーパーとする）の廃棄処理を担当しているが、所管課によると、特にミックスペーパーの廃棄処理について、未利用のパンフレットが大量に廃棄処理されるケースが散見されているとのことである。

また、庁舎内から排出されるごみの廃棄処理は、蛍光管やミックスペーパーの廃棄処理を除き、全て総務部が担当している。所管課によると、蛍光管やミックスペーパーの廃棄処理業務を市役所にて導入する際に廃棄物処理を担当している環境部がこれらの資源化方法に関する情報を入手しやすく、資源化政策を推進しやすい等の理由から環境部が担当したものと推測されるが、過去の経緯は不明とのことである。

(課題)

パンフレットを外注で印刷する場合、パンフレット不足に備え余裕をもって発注することはやむを得ない面もあるが、大量に廃棄処理が生じるのはエコとは言い切れず、また経済性の観点からも課題がある。

(意見)

ごみを削減する工夫という観点から、まず、蛍光管や印刷物等を調達する際に将来の廃棄処理を意識し、無駄な調達とならないよう意識を醸成することが望まれる。蛍光管や印刷物等の調達は総務部や各部局が担当している一方で、廃棄処理は環境政策課が担当しており、少なくとも総務部の調達分に関しては、調達と廃棄処理を同一部署が担うことで、このような意識の醸成を加速させることができると考えられる。

加えて、庁舎内から排出されるごみの廃棄処理は、蛍光管やミックスペーパーの廃棄処理を除き、全て総務部が担当していることから、業務の効率化という観点では蛍光管やミックスペーパーの廃棄処理についても総務部が担当することが望ましいと考える。

## No6 プラスチック資源化推進事業

### 1. 事業の概要

<省略>

### 2. 指標、実績

<省略>

### 3. 予算、決算

<省略>

### 4. 監査の結果及び意見

**【意見11】** 指定法人ルート（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第32条）と再商品化計画ルート（同法第33条）の比較検討

（現状）

プラスチックの再商品化は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、指定法人に委託する方法（同法第32条）と再商品化計画を策定し実行する方法（同法第33条）の2つが規定されている。

横須賀市はプラスチック資源の再商品化に際して、令和5年度（2023年度）より指定法人ルートと再商品化計画ルートを併用している。所管課によると、両ルートを併用している地方自治体は全国的にも珍しく、所管課が把握している範囲ではあるが横須賀市のみではないかとの回答であった。

（課題）

横須賀市が両ルートを併用している理由は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が新たに制定されたほぼ同時期に新たに横須賀市内にプラントを建設した事業者と連携するにあたり、両ルートを併用することとしたとのことである。

一方で、両ルートを併用することで事務が煩雑になっている。

（意見）

プラスチック資源の再商品化を指定法人ルートとするか、再商品化計画ルートとするか、併用も含めて、メリットとデメリットを比較したうえで、プラスチック資源の再商品化を行うルートを決定することが望まれる。比較の上で、以下のような観点が参考になると考えられる。

- ・ 庁内の事務処理コスト
- ・ 再資源化に要するコスト
- ・ 両ルートの定性的な意義（安定性、横須賀市の役割などの政策的判断含む）

No7 クリーンよこすか推進事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No8 総務管理事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

### Ⅲ 環境部 環境保全課

#### No9 環境保全対策事業

##### 1. 事業の概要

<省略>

##### 2. 指標、実績

<省略>

##### 3. 予算、決算

<省略>

##### 4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

#### IV 環境部 廃棄物対策課

##### No10 廃棄物処理手数料管理システム事業

###### 1. 事業の概要

<省略>

###### 2. 指標、実績

<省略>

###### 3. 予算、決算

<省略>

###### 4. 監査の結果及び意見

###### 【意見12】手数料負担割合の合理性（し尿収集及び浄化槽清掃の手数料） （現状）

横須賀市では令和5年（2023年）に、し尿収集及び浄化槽清掃の手数料見直しを実施したが、見直しの際は、県内の他都市の平均値や「公の施設の使用料に関する基本方針」を参照し、「し尿一般」を除いた各区分につき、見直し後の受益者負担率が25%程度となるように試算して手数料を設定している。

「し尿一般」は主に下水道が普及していない家庭や職場向けであり、「し尿特別」はコンサート・イベント会場等で臨時的に利用される仮設トイレに係るもの等である。

「し尿一般」については、現状の受益者負担率が25%を相当程度下回る状況をふまえ、神奈川県下他の地方公共団体の水準（平均月1人当たり240円）を考慮して、1ヶ月1人当たり200円だったものから60円値上げした260円としている。

図表 5-4-10-5 し尿収集及び浄化槽清掃に係る手数料改定前後の負担率試算

区分	処理経費※ (千円)	改定前 手数料収入 (千円)	受益者 負担率	改定後 手数料収入 (千円)	改定後 負担率
し尿一般	19,591	1,291	6.6%	1,678	8.6%
し尿特別	43,113	8,380	19.4%	11,047	25.6%
浄化槽小型	215,090	40,248	18.7%	54,335	25.3%
浄化槽大型	34,369	8,098	23.6%	8,478	24.7%
合計	312,163	58,017	18.6%	75,538	24.2%

※処理経費は収集運搬委託料と投入施設管理費及び下水道投入料（No23 し尿等下水道投入施設管理事業）で構成されている。投入施設管理費から令和3年度（2021年度）に発生した工事請負費41,000千円を一過性のものとして除いて集計している。

出典：所管課提出資料

なお、受益者負担率の目安としている25%は「公の施設の使用料に関する基本方針」の「施設の性質別負担割合について」に掲げられた利用者負担割合図（図表5-4-

10-6) を参照している。但し、し尿収集及び浄化槽清掃は「施設」ではないため、当該割合図の「施設の性質」や「施設の機能」の程度を厳密に検討して選択したものでなく、受給者負担の激変緩和を考慮して目標値として設定したものである。

図表 5-4-10-6 利用者負担割合図

利用者負担割合

【施設の性質】 ↑ 公共的 ↓ 市場的	A	50%	25%	0%
	B	75%	50%	25%
	C	100%	75%	50%
		Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
		選択的 ←		→ 基礎的
		【施設の機能】		

ア 施設の性質 : 公が運営すべきか、市場代替性があるか

イ 施設の機能 : 市民生活上、基礎的なものか、選択的なものか

出典：横須賀市「公の施設の使用料に関する基本方針」より抜粋

(課題)

し尿収集及び浄化槽清掃のうち、「し尿特別」はコンサート・イベント会場等で臨時に利用される仮設トイレに係るものがほとんどである。下水道が普及していない家庭や職場向けの「し尿一般」や浄化槽清掃と、イベント会場等の仮設トイレ収集では、その性質や公共性が異なるものと考えられ、手数料が適切に算定されていない恐れがある。

例えば、イベント会場等の仮設トイレ収集の利用者負担割合を図表 5-4-10-6 に当てはめると、施設の機能として、下水道が普及していない家庭や職場向けの「し尿一般」や浄化槽清掃と異なり、市民生活上、基礎的なものではないと思われ、左上のゾーン(50%)に当てはまる可能性があるのではないかと考えている。

(意見)

例えば川崎市や横浜市においては、「し尿一般」の手数料を無料としているのに対し、「し尿特別」については横須賀市の手数料より割高なものとしている。横須賀市についても、種類属性別にその公共性と選択性を考慮してあるべき使用料をさらに検討し、算定することが望ましいと考える。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

(1) し尿収集及び浄化槽清掃の単価決定に係る積算前提の妥当性 (指摘)

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

平成 30 年度 (2018 年度) 包括外部監査

(指摘・意見の概要)

現行の積算プロセスでは、代行交付金額は収集量に比例して増減する。一方、事業実施に伴い生じる経費には、収集量の多寡に拠らず発生する固定費部分が含まれる。このため、実績収集量が想定収集量を下回った場合は、業者がコントロール不能な要因による収集量の減少であったとしても考慮されず、業者の持ち出し経費が発生する仕組みとなっている点が課題である。

当業務を実施するに当たっては、1.8kl 車の導入など一定の初期投資が発生することや、対象世帯の縮小が見込まれる点、新規参入など代替業者が今後出てくる可能性は低いと考えられる。このため、現状の代行制度のスキームを維持するのであれば、現行の業者への依存度が必然的に高くなる。業者により安定的・継続的に業務が実施されるよう、現行の単価積算プロセスで考慮されていない固定費・変動費を考慮した単価積算体系の見直しを検討することが必要である。

(市の措置内容)

現行の代行交付金積算プロセスでは、固定費・変動費をあわせて積算していた。安定的・継続的な業務の実施には、業者の持ち出し経費が発生しない仕組みが考慮されるべきであるため、積算プロセスを、固定費 (事務費等) と変動費 (燃料費等) に分けることとする。

ロ 措置状況のフォローアップ

し尿収集及び浄化槽清掃の単価積算プロセスは、市の措置内容どおり、固定費部分と変動費部分に分けて算定されていることを確認した。

## No11 集団資源回収推進事業

### 1. 事業の概要

<省略>

### 2. 指標、実績

<省略>

### 3. 予算、決算

<省略>

### 4. 監査の結果及び意見

#### 【意見13】 奨励金支払通知の方法

(現状)

横須賀市では、資源回収実施団体奨励金として、町内会、自治会等の登録団体に対して、3ヶ月ごとに年間4回支払いを行っている。当該支払いに際しては、奨励金の額を算出する事務、町内会、自治会等に通知の手紙を郵送する事務等の支払事務等が生じ、人件費、郵送費、振込手数料等の事務コストが生じている。

(課題)

所管課から入手した実施団体別奨励金内訳資料から算出すると、令和5年度(2023年度)第1四半期の実施団体数は494団体に上り、支払事務による相当の事務コストが生じているものと考えられる。

(意見)

支払事務の効率化によるコスト低減の方法として、支払事務の委託、奨励金支払頻度の見直しという2つの方法が考えられる。前者の検討にあたっては、支払事務にどの程度のコストが発生しているかを把握・分析することが必要と考えられる。後者の検討にあたっては、年間2回とする等の対応が考えられるが、奨励金が登録団体の財源となっている点を踏まえると、登録団体と協議することが必要と考えられる。これらの検討を行い、合理的な方法とすることが望ましい。

#### 【意見14】 横須賀市資源回収協同組合へ支払う奨励金の定期的な見直し

(現状)

横須賀市資源回収協同組合と自治会・町内会等により実施している集団資源回収について、横須賀市資源回収協同組合に対しては、令和2年度(2020年度)から12円/kgの奨励金を支払っている。当該奨励金は、平成31年度(2019年度)に横須賀市により作成された検討資料である「集団資源回収の経過と奨励金の見直しについて」において、回収量予測量・売払い収入等を踏まえ、当時の10円/kgから12円/kgと見直された。

見直しの検討にあたり、奨励金を見直す根拠の1つとして、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの奨励金の予測がされているが、当該予測に対する実績の把握がされていない。また、資源回収対象品目の回収量が軒並み減少しているだけでなく、回収箇所・回数の増加及び経費増による経済的な負担が増している状況とみられる。

（課題）

市民サービスの維持のためにも奨励金単価の見直し検討については、横須賀市資源回収協同組合から毎年要望があるため、定期的に「集団資源回収の経過と奨励金の見直しについて」を見直し、両者で合意を得ている証跡を残すことで、検討過程や合意を明確にする必要がある。

（意見）

「集団資源回収の経過と奨励金の見直しについて」において、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの報奨金の予測がされているが、これの実績値がどうであったかを把握することが望ましい。また、昨今の資源価格やエネルギー価格上昇を踏まえ、奨励金を見直すかどうかの検討を行い、その過程及び結果を文書として保管しておくことが望ましい。

**【意見 15】** 登録団体に係る定期的な実在性チェック

(現状)

資源回収実施団体奨励金として、町内会、自治会等の登録団体は約 500 あるが、それら登録団体が実際に存在していることを定期的にチェックしていない。

(課題)

定期的なチェックを行わないと、重複した情報が増える可能性があり、重複したデータはデータの整合性を損ない、業務の効率性を低下させる原因となり得る。また、団体情報は個人情報を含むものであり、プライバシーの保護が要求される。不正確な情報や不要な情報が残っていると、個人情報の保護に関する法的要件に違反する可能性がある。また、不要な情報が残っていると、悪意のある第三者によって情報が漏洩する可能性がある。

(意見)

ヒアリングでは、実質的なリスクはほとんどないため、定期的なチェックを実施する必要がないとの見解を伺っているが、登録団体が実在しているか等の定期的なチェックを実施することが望ましい。

## No12 ごみ収集委託事業

### 1. 事業の概要

<省略>

### 2. 指標、実績

<省略>

### 3. 予算、決算

<省略>

### 4. 監査の結果及び意見

#### **【意見16】** 成果指標の設定

(現状)

ごみ収集委託事業の効果測定として、総排出量、燃せるごみ、不燃ごみ、缶びんペットボトル、容器包装プラスチック、資源プラスチックという「ごみの量」が目標値として使用されている。

(課題)

「ごみの量」を目標値とすることには、ごみ総量を減らすという基本的な考え方に照らせば一定の合理性はあると考えられるが、市民サービスの向上の観点から導かれる目標値も必要と考えられる。

(意見)

例えば、収集作業に関するクレーム数の減少、業者への指導回数の減少等の市民サービスの向上の観点から導かれる目標値も含めることが望ましい。

## 【意見 17】 定日ごみ収集委託業者選定に係る入札の方法

(現状)

横須賀市では、定日ごみの収集業者選定のための入札（5年間の長期継続契約）を、令和5年度（2023年度）から令和6年度（2024年度）にかけて実施している。入札の方法として、具体的には、横須賀市全域を14の地区に分け、複数の地区で同日に開札をしている。また、同日に開札する同業種の入札において、同一事業者が複数の入札案件を請け負うことを制限する、いわゆる「同日落札数制限」を採用している。予定価格の高い地区から順に開札するとされている。

(課題)

「同日落札数制限」は一般に、過大受注による品質の低下を防止し、事業者による受注機会の均等を図るために導入される制度である。定日ごみ収集業務委託の入札では当該制度を導入し、同日に開札する同業種の入札において、同一事業者が2件以上の入札案件を請け負うことを制限する運用となっている。

一般廃棄物収集運搬業の許認可を受けている業者は令和6年（2024年）4月1日時点で26社あるが、今回実施した定日ごみ収集業務委託に係る入札の参加業者の一覧を調べると、10社となっていた。なお、当該10社は全て、前回入札時である平成31年度（2019年度）の入札に参加していた。

入札に参加する業者が少ない実態がある中で、「同日落札数制限」の趣旨の1つである受注機会の均等をどこまで考慮すべきが問題となる。すなわち、直近2回の入札結果によると、参加業者数が地区数（14地区）を下回っているため、「同日落札数制限」を用いて、同日に開札する同業種の入札において、同一事業者が2件以上の入札案件を請け負うことを制限する運用によると、再入札となる可能性が高い。結果として、再入札に参加する業者が少なくなり、競争性が低下し、ひいては予定価格の再設定に伴う契約額増加による不経済（無駄な経費の支出）につながる可能性を有していると考えられる。

図表 5-4-12-4 同日落札数制限により再入札になった地区（坂本町）の入札状況

項目	初回入札	再入札（落札時）
開札日	令和6年（2024年）2月22日	令和6年（2024年）6月12日
入札参加業者	5社（全て他地区で落札済みのため落札制限により、入札不調）	1社（再入札により、初回入札において最低額を提示した業者と別の業者が落札）
予定価格	310,500,000円（税抜）	352,200,000円（税抜）（※）

出典：所管課提出資料を基に包括外部監査人が作成している。

（※）再入札にあたっては、業者の課題である塵芥収集自動車不足を解消すべく、横須賀市所有の塵芥収集自動車を業者に売却することとし、再入札時に提示を求める額は「業務委託契約—物件売渡契約」の金額とした。上記表に記載した金額は、初回入札と比較するために、このうち「業務委託契約」に相当する予定価格とした。なお、「物件売渡契約」に相当する額を控除した再入札時の予定価格は、349,200,000円（税抜）であった。

（意見）

過大受注による品質の低下防止、受注機会の確保の観点から導入されている「同日落札数制限」を採用した現行の入札方法を否定するものではないが、例えば、現状の2件以上の入札制限ではなく、業者数に応じた制限数を設定するなど、より経済的な入札となるように検討することが望ましい。

## No13 粗大ごみ収集事業

### 1. 事業の概要

<省略>

### 2. 指標、実績

<省略>

### 3. 予算、決算

<省略>

### 4. 監査の結果及び意見

#### **【意見18】粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の前納制への移行**

(現状)

横須賀市において、戸別収集により粗大ごみを処分する場合、申込方法により決済手段が異なる。具体的には、横須賀市LINE公式アカウント又はインターネット申し込みによると電子決済を用いた前払いとなり、電話申し込みによると納付通知書を用いた後払いとなる。

(課題)

粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の収納率は98%超と高い水準にある。しかし、未納者には、督促状等の送付や訪問催促等実施しており、このような債権管理に一定の時間を要している。

(意見)

電子決済を利用できない市民もいるため、前払いへの完全移行は現実的ではないものの、市民の利便性等を考慮したうえで、電話申し込みによる場合でも原則は前納制に移行することが望ましい。

この場合、粗大ごみシールを事前に粗大ごみシール取扱店等で購入し、粗大ごみに貼付して排出する運用は他自治体でも見られるところである。ただし、横須賀市の場合は粗大ごみシールを粗大ごみに貼付して排出する運用をしていないため、この取組による費用対効果を勘案して検討する必要がある。

## 【意見 19】粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の設定

(現状)

横須賀市において、戸別収集により粗大ごみを処分する場合、手数料はスプリングマットレス（1個）は4,300円、その他（1個または1組）は520円に設定されている。例えば、ベッドと2段ベッドは同額の520円であるし、1人掛けソファと3人掛けソファも同額の520円である。まくらやほうき等の一般的に大きさの小さいものもやはり同額の520円である。

(課題)

横須賀市においては、粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の設定が2パターンしかない。運搬コストや処分コストは粗大ごみの種別により異なると考えられるため、「その他」と一括りにされるものの中には、コストは安い但对価が高いものや、コストが高い但对価は低いもの、両者が見合っているものが混在しており、適正な価格設定がされていない可能性が考えられる。

(意見)

粗大ごみに係る廃棄物処理手数料がスプリングマットレス4,300円、その他520円と2段階しかないが、一般的に考えれば、粗大ごみの種別に応じて運搬コストや処分コストは異なり、それに対する対価も異なってしかるべきである。コスト分析を行い、粗大ごみの種別を類型化し、同種の性質をもつものは同一の手数料を徴収するといった対応が望ましい。

## No14 一般廃棄物排出指導事業

### 1. 事業の概要

<省略>

### 2. 指標、実績

<省略>

### 3. 予算、決算

<省略>

### 4. 監査の結果及び意見

#### 【意見 20】 カラス除けネット、ごみ収納ボックスの配布及び補助金交付

(現状)

横須賀市では、ごみ集積所の清潔保持のため、カラス除けネットやごみ収納ボックスを、町内会・自治会等の申請に基づき配付している。また、一般家庭から排出されるごみの飛散防止及び鳥獣によるごみの散乱防止を目的として、町内会・自治会等が独自に購入したごみ収納ボックス等の費用の一部を補助するため、令和5年度(2023年度)より補助金を交付している。このように、現物配布と補助金交付が制度として存在している。

現物配布の場合、カラス除けネット及びごみ収納ボックスの管理は、廃棄物対策課、久里浜収集事務所及び日の出事務所で行い、申請があれば納入する運用としている。また、令和4年度(2022年度)まではカラス除けネット及びごみ収納ボックスの一括受付を実施していたが、令和5年度(2023年度)より補助金交付制度が創設されたことに伴い、随時受付となった。

(課題)

令和5年度(2023年度)より補助金交付制度が創設されたことに伴い、現物配布と補助金交付が制度として併存している。制度を併存させる必要がないのであれば、事務の効率性の観点からは、制度はどちらかに統一した方がよいのではないかと考えられる。

(意見)

現物配布には、受付台帳の管理、配送コスト、ごみ収納ボックスやカラス除けネットの管理の手間等があり、これらに要するコストと補助金交付によるコストを比較し、補助金交付の一本化もしくは原則扱いにするかどうかの検討が望まれる。

町内会・自治会等と協議する必要があるが、管理コストを考慮すると、現状のごみ収納ボックスの現物支給、カラス除けネット現物支給、ごみ収納ボックスの補助金交付制度という3本立てではなく、将来的に補助金交付制度に一本化もしくは原則扱いとすることが望ましいのではないかと考える。

**【意見 21】 「ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱」における補助対象物の定義  
(現状)**

横須賀市では、令和5年度(2023年度)より、一般家庭から排出されるごみの飛散防止及び鳥獣によるごみの散乱防止を目的として、町内会・自治会等が独自に購入したごみ収納ボックス等の費用の一部を補助するため、補助金を交付する制度を開始した。

補助金の対象者、対象物、対象経費等は「ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱」に定められている。当該要綱によると、「ごみ収納ボックス」の定義は次のいずれにも該当するものと定められている。

- ・一般家庭から排出されるごみを一時集積するごみ集積所であって、ごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策に使用するもの
- ・ごみの周囲及び上部を囲うために用いる 耐久性のある箱型の形状のもので、簡易に組立てができるもの
- ・原則として、周辺の安全かつ円滑な通行を妨げない大きさに折りたためるものであり、高さ 90 cm以内のもの(収集時にいずれかの側面が開放できる構造のものに限る。)

また、補助対象経費は次のいずれにも該当するものと定められている。

- ・設置場所周辺の道路の通行に支障のない大きさであること。
- ・道路上に固定せず、かつ、当該設置場所の所有者の同意を得ていること。

補助金額は、予算に範囲内において、設置するごみ収納ボックスに係る補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額とし、25,000円を限度(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とされている。

補助金の交付申請を行う際は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請する必要がある。

- ・ごみ集積所の位置図
- ・ごみ収納ボックスの配置図
- ・見積書の写し、その他購入金額が分かるもの(本体価格又は本体作製に要する材料費、消費税及び地方消費税の額に限る。)が確認できるもの
- ・ごみ収納ボックス設置に係る誓約書

なお、実績報告書の提出も求められており、次に掲げる書類を添えて市長に報告する必要がある。

- ・ごみ収納ボックスの設置状況を明らかにした写真
- ・領収書の写しその他支出した額を証する書類

令和5年度(2023年度)に横須賀市が補助金を交付した際の補助金交付申請書及び実績報告書を閲覧したところ、「ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱」に定められたごみ収納ボックスの定義に対し、例外的に認められたものが1件(補助額25,000円)発見された。

具体的には、ごみステーションに対して補助が行われていたが、書類を見る限り、ごみステーションは上述した「ごみ収納ボックス」の要件の2点目（簡易に組立可能）及び3点目（折りたため、高さが90cm以内）を満たさないものと考えられる。

本対象物について、市は、以下のとおり「ごみ収納ボックス」に該当し、補助対象経費と判断した。

- ・ 該当物のごみの周囲および上部を囲うために用いる耐久性のある箱型の形状であり、商品自体は「組み立てて」作成される点
- ・ 申請商品は「原則として」明示されている高さ90cm以内、折りたためるもの、に当てはまらない規格となっているものの、当該条件は補助対象となるごみ収納ボックスが、「周辺の安全かつ円滑な通行を妨げずかつ収集作業に支障がないもの」という条件に適うもの」として例示的な内容を表記したもので、したがって「原則として」という文言にて規定している点
- ・ 要綱の「収集時にいずれかの側面が開放できる構造のものに限る」という条文に当てはまり収集作業に支障が生ずる理由がない点

#### （課題）

ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱の条件を一部形式的に満たさないごみ収納ボックスに対して補助を行うと公平性の観点で問題である。

#### （意見）

補助金の交付に当たっては「ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱」に照らした検討が必要である。個別の事情に照らす前に、まずは一義的に要綱に照らした検討をすべきである。また、同様・類似の事象が今後発生する場合に備え、要綱に定める「簡易に組立てができる」、「原則として」、「折りたためる」、「高さ90cm以内」という文言に解釈の幅が生じないように、文言の見直しの要否を検討すべきである。

**【意見 22】** ごみ収納ボックス等の補助申請の際に提出する誓約書  
(現状)

【意見 21】に記載のとおり、補助金を申請する際には、「ごみ収納ボックス設置に係る誓約書」の提出が求められている。令和5年度(2023年度)の申請時に提出された当該誓約書には次の点が含まれる。

- ・ごみ収納ボックスの目的外の使用、第三者へ譲渡、転貸及び売却は行いません。
- ・ごみ収納ボックスは、歩行者や車両等の通行の妨げにならないよう安全に配慮した設置を行います。
- ・設置したごみ収納ボックスが原因で、第三者等(人又は器物)に損害を与えた場合、申請者が法的な責任を負うことを承知し、一切の損害を賠償することを約束します。

令和6年(2024年)6月より、当該誓約書に1つ追加事項が盛り込まれた。

ごみ収集作業によるごみ収納ボックスの破損等については、横須賀市に過失のある場合を除き、所有者(管理者)の負担において修復するものとし、横須賀市に損害賠償を求めることは、一切行わないものとします。
---

本誓約について、令和5年度(2023年度)申請者についても、遡及して適用されることであるが、そのための周知、申請者から了解を得た旨の証跡が残されていないかった。

(課題)

遡及適用される事項について、誓約書がないと令和5年度(2023年度)申請者にごみ収集作業によるごみ収納ボックスの破損等の扱いが適用されるか不明確になる可能性がある。

(意見)

令和5年度(2023年度)の申請時に提出された誓約書は、社会通念上、私有物の破損などにおいて市側に過失があった場合は損害の賠償を行う一方で、経年劣化や使用損耗による破損など市側に過失がないものは補償しないという前提のもと作成していた。

市側は、令和6年度(2024年度)に誓約書において「ごみ収集作業によるごみ収納ボックスの破損等が生じた場合の費用負担」部分を明文化し、令和5年度(2023年度)に申請された誓約書にも明文化はされていないものの、追加文言は適用される、という見解である。しかし、誓約書の内容が更新され、過年度の申請者に当該更新内容が適用される場合、誓約書を再度提出してもらう対応が必要と考えられる。

## No15 海浜地清掃事業

### 1. 事業の概要

<省略>

### 2. 指標、実績

<省略>

### 3. 予算、決算

<省略>

### 4. 監査の結果及び意見

#### 【意見 23】 目標の設定方法

(現状)

海浜地清掃事業の効果測定指標として、清掃回数や回収量が目標値として使用されている。

(課題)

現状、KPI として使用されている清掃回数や回収量は、清掃や回収を公益財団法人かながわ海岸美化財団が実施することから、当財団で管理可能な数値となるが、横須賀市にとっては管理不能な数値と考えられる。横須賀市において管理不能な数値を KPI とすることが否定されるものではないが、PDCA サイクルの観点からは、現状の指標に加えて、横須賀市において管理可能な数値を追加することで、よりよい成果指標になると考える。

(意見)

例えば、財団への指導回数の減少等の市民サービスの向上の観点から導かれる目標や「清掃事業の実施に関する協定書」の遵守状況を考慮した目標を追加することが考えられる。

No16 小動物死体処理事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

**【結果1】** 愛玩動物の火葬（返骨、収集を含む）に係る手数料の未納状況  
（現状）

当事業では愛玩動物の火葬等も実施している。愛玩動物の火葬等については申込みを受け、火葬等を実施した後、月末に1ヶ月分を取りまとめ、翌月、申込者に対して手数料の納付書を送付し、申込者が納付することで、市は手数料を収入している。

当事業の手数料の納入状況は図表 5-4-16-6 のとおりであり、令和5年度（2023年度）においては年度末時点の調定済み未納累計額が1,887千円であり、不納欠損処理を行った金額が259千円ある。また、未納件数割合<sup>1</sup>が6.1%、未納額割合<sup>2</sup>が6.4%であり高い状況である。

図表 5-4-16-6 手数料の納入状況（3か年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申込件数（単位：件）	2,606	2,506	2,384
納入件数（単位：件）	2,502	2,288	2,239
納入額（単位：円）	10,422,180	9,510,240	9,211,890
未納件数（単位：件）	104	168	145
未納件数割合（単位：%）	4.0	6.7	6.1
未納額（単位：円）	440,880	665,160	632,100
未納額割合（単位：%）	4.1	6.5	6.4
年度末時点の調定済み未納累計数（単位：件）	384	424	439
年度末時点の調定済み未納累計額（単位：円）	1,579,300	1,779,840	1,887,390
不能欠損数（単位：件）	84	43	64
不納欠損額（単位：円）	349,700	177,790	259,260

出典：所管課提出資料

<sup>1</sup> 未納件数を申込件数で除した割合

<sup>2</sup> 未納額を納入額と未納額を加算したもので除した割合

(課題)

当事業における愛玩動物の火葬等は、利用者が手数料を負担することで受けることができるサービスである。そのため、未納者がいると、納入者と未納者の間で公平性の観点から課題が生じる。

また市では、未納者に対して、直接訪問したり、再度納付書を送付したりと滞納対策を行っている。これらの対策に係る人件費や郵送費等も未納者に対して追加で必要になる経費であり、経済性の観点からも課題である。

(結果)

現在は、火葬等の翌月に納付書を送付する運用になっているが、火葬等の受付時に収入する方策とするべきである。

具体的には、職員等の人が現金を取り扱う場合、委託の仕様に組み込み業者に委託するか、市の専属職員を配置することなどが考えられる。

一方、人が現金を取り扱わない場合、火葬施設や市役所に券売機を設置し、火葬チケットを購入した人にサービス提供することなどが考えられる。

**【意見 24】** 愛玩動物の火葬等に係る受益者負担割合

(現状)

横須賀市における愛玩動物の火葬等にかかる手数料を図表 5-4-16-7 に示した。所管課によると、愛玩動物の火葬割合は 5 kg 未満の愛玩動物の件数が一番多いとのことであったため、横須賀市において、5 kg 未満の愛玩動物の火葬等を民間業者に依頼した場合の火葬料を図表 5-4-16-8 に示した。

横須賀市に火葬等を依頼する場合は、火葬手数料、収集手数料、返骨手数料の合計は 7,200 円、民間業者に依頼した場合の平均は 22,666 円である。

図表 5-4-16-7 横須賀市における手数料

項目	区分	手数料
火葬手数料 (1 体)	5kg 未満 (猫など)	2,100 円
	5kg 以上 10kg 未満 (小型犬など)	3,150 円
	10kg 以上 20kg 未満 (中型犬など)	4,200 円
	20kg 以上 (大型犬など)	5,250 円
収集手数料	1 体	3,060 円
返骨手数料	1 体	2,040 円

出典：所管課提出資料

図表 5-4-16-8 民間業者の火葬料（5kg 未満をベース）

企業	料金 (税込)	区分	備考
B 社	25,000 円	2kg～5kg	火葬コース
C 社	21,000 円	2kg～5kg	一任火葬/訪問火葬
D 社	22,000 円	3kg～7kg	個別一任
B 社～D 社平均	22,666 円	—	—

出典：監査人作成

（課題）

横須賀市、民間業者各社でサービス内容が異なる点と、D 社については 7kg 未満のペットに関する料金である点に留意する必要があるが、横須賀市と民間事業各社の料金を比較する（5kg 未満の愛玩動物）と、B 社～D 社の平均料金が 22,666 円であるのに対し、横須賀市のサービスを利用すると 7,200 円である。

また、図表 5-4-16-2 のとおり愛玩動物の処理割合は 3 割超であるが、図表 5-4-16-5 のとおり小動物火葬手数料の財源に対する割合は 2 割弱である。No20 小動物死体処理事業（環境施設課所管事業）で対象としている修繕費などの施設の維持管理コストを含めて考えると、小動物火葬手数料の割合はさらに低くなる。処理する動物の重量にもよるが、単純に考えるのであれば、処理割合が廃棄物処理手数料割合より高い場合、処理費用の一部が一般財源で賄われていると考えられる。一般財源は、愛玩動物を飼育している市民も飼育していない市民も納めている税金であることを考えると、愛玩動物を飼育していない市民も愛玩動物の処理費用の一部を負担しているということになる。

愛玩動物の火葬サービスは、公ではなく民間が担うべき生活インフラであるとも考えることができ、地方公共団体が必ずしも整備すべき公的サービスではない。そのため、経済性・平等性の観点から、適切な手数料を収受する必要があると考えられる。

（意見）

民間業者の火葬料や近隣地方公共団体の手数料を参考に、受益者が負担すべき手数料を再度検討することが望ましい。

**【意見 25】** 小動物の死体収集・運搬、処分及び受付委託業務における入札状況

（現状）

図表 5-2-16-4 に記載のとおり、歳出の大きな割合を占めるのは委託料であり、特に小動物の死体収集・運搬、処分及び受付委託業務の割合が高い。小動物の死体収集・運搬、処分及び受付委託については、3 年間の長期継続契約としているため 3 年に一度、一般競争入札を行っているが一者入札が続いている。

一者入札の理由について所管課は業務内容によるところが大きいと考えている。収集については原則 1 月 1 日から 1 月 3 日を除き業務を行う仕様であり、火葬については原則 1 月 1 日から 1 月 3 日、日曜日を除き業務を行う仕様となっていることから、業者の人員確保が難しく、応札しない業者が多いと所管課は推測している。

(課題)

一者入札だと、競争性が働きにくい傾向にあり経済性の観点で問題がある。

(意見)

業務内容の見直しを行い、応札する業者を増やすことが望ましい。具体的には、土日は隔週にしたり、火葬業務は一部可燃ごみとして処理することで業務内容を軽減した仕様としたりすることが考えられる。

## 【意見 26】 三浦市のへい死獣受入に係る業務の簡素化

(現状)

横須賀市では、三浦市でへい死した動物についても受け入れ、処理を行っている。

三浦市からは負担金を収受しているが、その際、三浦市のへい死獣の重量合計に処理単価を乗じて負担金を算出し、請求を行っている。具体的には、三浦市から持ち込まれた1年間の全てのへい死獣の重量を量り記録する。その後、1 kgあたりの燃料費、処分及び受付委託料、その他事業費を項目別に算出し、合計することで処理単価としている。

(課題)

三浦市から持ち込まれたへい死獣の重量を1体ずつ計ること、またへい死獣の処理単価の計算過程を確認したところ、計算方法が煩雑であった。

(意見)

三浦市との交渉事ではあるが、負担金算出に関し、現在の厳密な計算による場合と、簡易的な計算による場合を比較考量し、簡易的な計算で問題ないのであれば、簡易的な計算で業務の効率化を図るべきではないかと考える。

簡易的な計算は、具体的には、処理重量ではなく処理体数によって負担金算出することで重量を計る作業を省略することができる。また、処理単価についても過去の平均単価や小動物火葬手数料を参考にすることで事務手間を軽減すること等が考えられる。

## No17 し尿収集事業

### 1. 事業の概要

<省略>

### 2. 指標、実績

<省略>

### 3. 予算、決算

<省略>

### 4. 監査の結果及び意見

#### **【意見 27】** 委託業者の現状

(現状)

現在横須賀市内のし尿収集業者は、横須賀市が長年収集業務を委託している E 社 1 社のみである。横須賀市では同社の決算書等や運搬車両の種類や数量、車検や付保の状況、役職員の給与明細等を定期的に入手し、財務だけでなく、設備、人事まで把握した上で、事業の継続に支障がないことを確認している。しかしながら、委託先の代表者が高齢であるにも関わらず、後継者の有無や事業承継の方向性の確認は行っていない。また、E 社が収集業務を提供できなくなった場合の方針や対応について検討していない。

(課題)

市内のし尿収集業者が E 社 1 社のみであるため、将来何らかの事業で同社がサービスを提供できなくなった場合、市民に適時適切な、し尿収集サービスを提供できなくなるおそれがある。

(意見)

長期安定したサービス提供を確かなものとするために、委託先の後継者や事業承継の方向性について確認し、また、万が一に備え、隣接市の業者の調査や意見交換を行うことで、いざという時の委託候補先等を検討しておくことが望ましい。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

(1) し尿収集業務に係る適切な業務形態の継続的な検討（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

平成 30 年度（2018 年度） 包括外部監査

（指摘・意見の概要）

業務形態については、横須賀市が採用する代行制度<sup>3</sup>のほか、直営や許可制などの選択肢が考えられる。事業が有する課題を解決するに当たって、必要に応じて事業形態の選択を含めた検討を行うことが望ましい。

（市の措置内容）

下水道の整備や人口減など、し尿収集の需要は今後も減少傾向が続くと予想される。このため、直営制度のように、市が新たに資金投入をして事業主体となることは、費用対効果の面からも望ましくないと考える。

加えて、本事業は安定的かつ確実に実施する必要があるため、適切な事業形態を検討していく。

ロ 措置状況のフォローアップ

横須賀市では、し尿収集の需要は減少傾向が続くこと、市内のし尿収集業者が1社のみであること等の実態を踏まえて、代行制度から随意契約形式への見直しを行っている。

<sup>3</sup> 代行制度とは、業務を代行する予定の業者から地方公共団体に対し、業務代行の申請を行い、申請を受けた地方公共団体の議会が承認することで業務を実施させる仕組みである。特命随意契約に近い仕組みである一方、横須賀市の場合、代行制度を取る場合は議会の承認を得る必要がある点、随意契約よりも要求される承認者がより高次である。

## No18 浄化槽清掃事業

### 1. 事業の概要

<省略>

### 2. 指標、実績

<省略>

### 3. 予算、決算

<省略>

### 4. 監査の結果及び意見

#### 【結果2】浄化槽台帳の整備

(現状)

令和2年(2020年)4月の浄化槽法改正で、各都道府県知事、横須賀市等保健所設置市又は特別区の長が、浄化槽の種類や管理者情報、設置状況、清掃・点検・検査の状況等を記載した浄化槽台帳を作成することが規定された。浄化槽台帳は浄化槽の設置や管理状況を把握する上で欠かせないものであり、清掃等の実施率や法定検査受検率の基礎データとなるもので、横須賀市の生活排水処理対策を適切に実施する上で不可欠なものである。

浄化槽付き物件の建売等で浄化槽設置当時の管理者と現在の利用者(管理者)が異なり、現在の管理者を把握できていないケースや、下水道の更なる普及や利用者の死亡・転居等で既に浄化槽が除却済であったり、長期間使用されていなかったりするケースなどが相当数あるため、浄化槽台帳が浄化槽の設置・利用状況を適切に反映しているか、確かめることが重要である。

横須賀市では、清掃や請求等の実績入力その他、市街化区域であるにも関わらず浄化槽台帳に残っている等、浄化槽の現存に疑義が生じた場合に浄化槽を調査し、必要な場合台帳からの職権削除を行うこと等で浄化槽台帳の整備を行っているが、未清掃・未検査先の戸別調査を行い、浄化槽の設置・利用状況が適切に台帳に反映されているかを確認する等の浄化槽台帳の精査は行っていない。所管課は、精査を行うことが難しい理由について、単独で浄化槽の精査を行うには十分な時間の確保が難しいと主張している。

(課題)

適切な浄化槽台帳が整備運用されないと、受検率等向上や災害時の対応等様々な生活排水処理対策に活用することが難しくなる。

(結果)

浄化槽台帳が横須賀市の浄化槽設置状況を正確に反映するものか、県、関係機関と連携し、浄化槽台帳内容の精査を行うべきである。なお他地方公共団体では、長期未清掃・未検査先への戸別調査や下水道台帳と浄化槽台帳の突合せ、「建売等で浄化槽設置当時の管理者と現在の利用者が異なり、現在の管理者を把握できていないケース」につ

いて、登記簿事項証明書を用いた調査を行うことで現管理者を特定し、ダイレクトメール発送や訪問を実施している事例がある。

**【意見 28】 浄化槽の維持管理に係る指導**

(現状)

浄化槽は槽内に生育している微生物の動きを利用して汚水を浄化する施設であり、その働きを十分に発揮するには浄化槽の適正な設置と維持管理が必要である。浄化槽の適正な設置・維持管理が行われない場合、汚水の処理が不十分のまま放流されることとなり、水質汚濁や悪臭など、地域の環境が悪化する恐れがある。

そのため浄化槽法では浄化槽管理者に浄化槽が異常なく機能しているか確かめる「保守点検」、蓄積した汚泥を取り除く「清掃」、浄化槽の状態が正常であることを検査機関が確かめる「法定検査」の3つを定期的に行うことを義務付けている。

「保守点検」の実施頻度は浄化槽の規模や処理方法によって異なるが、一般家庭用の通常使用であれば4ヵ月に1回以上の実施が求められる。

「清掃」は1年に1回以上（全ばっ気方式の場合6か月ごとに1回以上）の実施が求められている。

「法定検査」は使用開始して3か月を経過した日から5か月間に受検する「7条検査」と毎年1回定期的に受検する「11条検査」の2種類がある。

「保守点検」、「清掃」、「7条検査」、「11条検査」の横須賀市の年度別実施率又は受検率は図表 5-4-18-5～図表 5-4-18-8 のとおりである。なお参考として神奈川県平均及び全国平均の実施率又は受検率も記載している。

図表 5-4-18-5 浄化槽保守点検実施率

	保守点検対象基数(基)	保守点検基数(基)	保守点検実施率(%)	県平均保守点検実施率(%)	全国平均保守点検実施率(%)
令和3年度	6,266	3,128	49.9%	—	—
令和4年度	5,771	3,028	52.5%	38.0%	70.2%
令和5年度	5,511	3,033	55.0%	—	—

出典：横須賀市データは所管課提出資料、  
県平均及び全国平均は環境省 HP「令和4年度における都道府県別保守点検状況」から  
抜粋

図表 5-4-18-6 浄化槽清掃実施率

	清掃対象基数(基)	清掃基数(基)	清掃実施率(%)	県平均清掃実施率(%)	全国平均清掃実施率(%)
令和3年度	6,413	3,872	60.4	—	—
令和4年度	6,325	3,765	59.5	58.3%	63.6%
令和5年度	5,807	3,628	62.5	—	—

出典：横須賀市のデータは所管課提出資料、  
県平均及び全国平均は環境省 HP「令和4年度における都道府県別清掃状況」から抜粋

図表 5-4-18-7 浄化槽 7 条検査受検率

	使用報告書 提出基数 (基)	検査実施基 数 (基)	7 条検査 受検率 (%)	県平均清掃 実施率(%)	全国平均清 掃実施率 (%)
令和 3 年度	31	25	80.6%	65.0%	94.9%
令和 4 年度	23	14	60.9%	67.9%	94.7%
令和 5 年度	16	12	75.0%	—	—

出典：横須賀市のデータは所管課提出資料、  
 県平均及び全国平均は環境省 HP「令和 3 年度における都道府県別浄化槽の設置状況等」  
 及び「令和 4 年度における都道府県別浄化槽の設置状況等」から抜粋

図表 5-4-18-8 浄化槽 11 条検査受検率

	検査対象基 数(基)	検査実施基 数 (基)	11 条検査 受検率 (%)	県平均清掃 実施率(%)	全国平均清 掃実施率 (%)
令和 3 年度	6,290.5	1,322	21.0%	16.0%	47.1%
令和 4 年度	5,771	1,138	19.7%	16.7%	48.2%
令和 5 年度	5,498	1,473	26.8%	—	—

出典：横須賀市のデータは所管課提出資料、  
 県平均及び全国平均は環境省 HP「令和 3 年度における都道府県別浄化槽の設置状況等」  
 及び「令和 4 年度における都道府県別浄化槽の設置状況等」から抜粋

なお、「清掃」を除く「保守点検」「7 条検査」「11 条検査」の周知・指導に係る所管事業は今回対象事業とした「浄化槽清掃事業」ではなく、「浄化槽設置管理指導事業」であるが、対象事業の監査の過程で気づいた関連事業の課題と意見をまとめて記載することは有益と考えるため、「清掃」と併せてここに記載することとする。

(課題)

横須賀市の浄化槽に係る「保守点検」及び「清掃」の実施率、「7 条検査」及び「11 条検査」の受検率につき、概ね県平均と同じか、これを超えるレベルとなっているが、全国平均と比較すると相当程度劣っている状況である。

横須賀市では浄化槽の適正管理を目的に年に 1 回、11 条検査の啓発を行う神奈川県生活水保全協会のお知らせと同封する形で、対象者に 11 条検査の申込書と「保守点検」と「清掃」と「法定検査」が必要である旨のダイレクトメールを送付している。また浄化槽を初めて使うなどの不慣れな人から電話で問い合わせを受けたときなどに、清掃、点検、検査を説明しているダイレクトメールを郵送しており、悪臭等苦情を受けたときなど現地調査の上、長期間清掃をしていない浄化槽の管理者に清掃を推奨する等している。

しかしながら、上記のような問い合わせや苦情が無い場合は、未受検先への個別の問い合わせや訪問等を行っていない状況であり、横須賀市の実態に合わせた浄化槽の適切な設置・維持管理に係る周知・指導策はまだ検討できていない状況である。

(意見)

浄化槽管理者の義務である「保守点検」・「清掃」の実施率、「7条検査」・「11条検査」の受検率向上を阻む要因は複数あると考えられ、効果的・効率的に周知や指導活動を行うには、その要因に見合った対応策をとることが重要である。そのためには、県、関係機関と連携し、横須賀市の浄化槽管理に係る実態把握のためにアンケートや個別質問を行い、現状を理解することは極めて有効と考えられる。

例えば他地方公共団体では低迷する浄化槽法定検査受検率向上のために幅広く浄化槽管理に係るアンケートを実施し、そもそも浄化槽を知っているか、浄化槽を使用しているか、浄化槽法定検査が必要なことを知っているか、受検しない理由等を回答してもらい、これを把握することで、受検率向上を阻む要因の検討を行っている。

また、実施率・受検率改善には、問い合わせや苦情を受けたもの以外、長期間の未清掃者や未受検者等に対して、電話等による指導や訪問による指導を実施するなど、県や関係機関の協力の下、積極的な指導活動の拡大を図ることが望ましいと考える。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

(1) 浄化槽清掃業務に係る適切な業務形態の継続的な検討（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

平成 30 年度（2018 年度） 包括外部監査

（指摘・意見の概要）

業務形態については、横須賀市が採用する代行制度のほか、直営や許可制などの選択肢が考えられる。事業が有する課題を解決するに当たって、必要に応じて事業形態の選択を含めた検討を行うことが望ましい。

（市の措置内容）

下水道の整備や人口減など、浄化槽清掃の需要は今後も減少傾向が続くと予想される。このため、直営制度のように、市が新たに資金投入をして事業主体となることは、費用対効果の面からも望ましくないと考える。

加えて、本事業は安定的かつ確実に実施する必要があるため、適切な事業形態を検討していく。

ロ 措置状況のフォローアップ

横須賀市では、浄化槽清掃の需要は減少傾向が続くこと、市内の浄化槽清掃業者が2社のみであること等の実態を踏まえて、代行制度から随意契約形式への見直しを行っている。

## V 環境部 環境施設課

### No19 リサイクルプラザ再資源化事業

#### 1. 事業の概要

<省略>

#### 2. 指標、実績

<省略>

#### 3. 予算、決算

<省略>

#### 4. 監査の結果及び意見

##### 【意見 29】 入札無効時の事務処理

(現状)

横須賀市契約規則第 15 条において、入札の無効について規定されている。

(入札の無効)

横須賀市契約規則第 15 条

次に掲げる事項に該当すると認める入札は、無効とする。

- (1) 法令及びこの規則に違反したとき。
- (2) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (3) 入札書に記名のないとき。
- (4) 同一入札に対し、2 通以上の入札をしたとき。
- (5) 入札価格及び氏名その他入札に関する要件を確認し難いとき。
- (6) 他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書及び第 6 条第 1 項に規定する公告において指定する添付文書等(次号において「入札書等」という。)に入札者以外の記名又は情報の記載があったとき。
- (8) 同一入札において、前号において無効とされた入札書等と同一性が認められる入札書等を提出したとき。
- (9) 入札執行前に予定価格を公表した場合において、当該予定価格を超える金額で入札したとき。
- (10) 予定価格の 100 分の 10 以下の金額で入札したとき。
- (11) 前 2 号のほか、市長が定める入札条件に違反したとき。

令和 5 年(2023 年)12 月、令和 6 年(2024 年)1 月のアルミ缶売渡に関する入札について、横須賀市資源回収協同組合の応札が無効になったが、入札書において、金額欄に鉛筆額で二重線の上、「無効」と書かれているのみで、無効理由が明記されていない。また、入札見積結果報告書(経過表)においても、鉛筆で二重線で取り消し線が引かれボールペンにて「無効」と書かれているが、こちらについても無効理由についての記載がない。

所管課によると、横須賀市契約規則第 15 条第 5 号に該当するため、入札無効になったとのことであるが、その旨が明記されていなかった。

(課題)

無効理由が明記されていないと無効理由がわからず、適正な入札事務だったか否か等について事後的にチェックすることが難しくなる可能性がある。

(意見)

入札無効になった場合には、担当者交代等があっても容易に事後チェックできるよう、入札書や入札報告書においてその理由を記載することが望ましい。

No20 小動物死体処理事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No21 長坂埋立地浄化センター管理事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No22 埋立跡地管理事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

## No23 し尿等下水道投入施設管理事業

### 1. 事業の概要

<省略>

### 2. 指標、実績

<省略>

### 3. 予算、決算

<省略>

### 4. 監査の結果及び意見

#### **【意見 30】** 日の出町し尿問題対策協議会の在り方

(現状)

日の出町し尿問題対策協議会において、し尿等下水道投入施設がある日の出町周辺住民と所管課が情報共有や意見交換を行っている。日の出町し尿問題対策協議会は日の出町内会長を含む地元住民代表 4 名及び横須賀市職員 1 名で構成されているが、どのようなメンバーで構成されているかについては規定されていない。

(課題)

日の出町し尿問題対策協議会では、当事業に関して情報共有や意見交換を行っているが、構成メンバーが規定されていないと公平性の観点で問題になる可能性がある。

(意見)

日の出町し尿問題対策協議会の構成メンバーについて、規則等で規定することが望ましい。

また日の出町し尿問題対策協議会について、令和 2 年度（2020 年度）から令和 5 年度（2023 年度）は新型コロナウイルスの影響で書面開催であり、令和 6 年度（2024 年度）においても重要な協議事項がないことを理由に書面開催であったとのことである。し尿等下水道投入施設は平成 12 年度（2000 年度）に完成しており、完成から 20 年以上の長い年月が経過しているため、今後も重要な協議事項がないことが見込まれるのであれば日の出町し尿問題対策協議会の在り方についても検討することが望ましい。

## VI 環境部 広域処理センター

### No24 積替保管事業

#### 1. 事業の概要

<省略>

#### 2. 指標、実績

<省略>

#### 3. 予算、決算

<省略>

#### 4. 監査の結果及び意見

##### **【意見 31】** 事業者等からの枝・草等の受入れを横須賀市が担う意義の再検討

(現状)

現在積替保管施設では、造園業者等からの排出される枝・草等の廃棄物について受入れを行っている。枝、葉、竹等はチップ化による資源化処理が民間処理施設においても行われるようになっているが、落ち葉、草等のチップ化に不向きな品目が混入している場合、民間処理施設では受入不可となることもあるため、横須賀市が受入先を提供している。

令和元年度（2019年度）の事業開始時においては、横須賀市が政策的に受け入れ先を提供する必要があったが、所管課によると、その後、落ち葉、草も受け入れ可能な民間処理施設が現れるなど、横須賀市が政策的に本事業を行う意義が薄れてきている状況にある。

(課題)

積替保管施設は受入と保管のみ行う施設であり、資源化処理は外部の業者に委託している。あくまで中間的な保管場所としての機能のみであり、市が政策的に本事業を行う意義が薄れてきている状況から、市の財源を消費して本施設を維持管理する必要性が問われる。

(意見)

将来的には受入、保管業務も含め民間の資源化処理施設に移行させることを目標とした中期的な施策の検討が望まれる。

**【意見 32】** 枝・草等に係る廃棄物処理手数料

(現状)

横須賀市の枝・草等に係る廃棄物処理手数料は、現在、10 kgまでごとに150円と設定されているが、廃棄物処理手数料としては比較的安価である。

(課題)

横須賀市が積替保管施設にて受入を行っている趣旨は、市内の民間資源化処理施設では受入が難しい廃棄物について一時的に保管する場所を提供するためのものであるが、施設の維持管理にも支出が伴うため、これらを賄うための財源を適切に確保しておく必要があるが、現状は一般財源の補てんが必要な状況となっている。

(意見)

現在の時勢や物価、近隣地域の状況を鑑みて、廃棄物処理手数料が積替保管施設の維持管理に必要な財源として適切な金額設定となっているか今一度検討されたい。

## No25 横須賀ごみ処理施設運営管理事業

### 1. 事業の概要

<省略>

### 2. 指標、実績

<省略>

### 3. 予算、決算

<省略>

### 4. 監査の結果及び意見

#### **【意見 33】** 横須賀ごみ処理施設「エコミル」の予防保全

(現状)

横須賀ごみ処理施設「エコミル」について、施設竣工時に施工会社が作成した施設の長期修繕計画はあるものの、現状では主要な設備レベルまで計画を落とし込んだ具体的な予防保全計画が策定されていない。

(課題)

ごみ処理施設内の各設備の中には、故障等により機能停止すると事業運営に致命的な問題に繋がるものも多く、計画的な修繕工事は今後も継続的に必要不可欠なものである。

現状では、現場職員の経験からくる判断で、壊れる前に修繕（交換）を行っているため、致命的な事態は招いていないとのことであるが、一般論として壊れてから修繕（交換）を行う事後保全のコストは、計画保全よりも高くつくといわれている。

「エコミル」について具体的な予防保全計画が策定されていないため、計画的な修繕等の実施及び更新費用等の縮減・平準化等を図ることが難しい状況である。また、今後必要となる修繕にかかる金額的負担や工事に必要な期間等を定量的に見込むことができず、中長期的な財政負担の予測が困難状況となっている。

(意見)

過去実績や類似事例を参考に、具体的な金額とかかる期間を見積もった予防保全計画を策定し、将来の修繕工事にかかる財務負担のみえる化と、更新費用等の縮減・平準化を図ることが求められる。

No26 焼却灰溶融固化等処理事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No27 ごみ最終処分事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

## VII 環境部 久里浜収集事務所

### No28 久里浜収集事務所管理事業

#### 1. 事業の概要

<省略>

#### 2. 指標、実績

<省略>

#### 3. 予算、決算

<省略>

#### 4. 監査の結果及び意見

##### 【意見 34】空調設備の修繕

(現状)

久里浜収集事務所はかつてのごみ処理施設であった南処理工場跡に隣接した場所に位置しており、昭和 58 年（1983 年）に稼働開始してから令和 2 年（2020 年）に南処理工場の業務をエコミルに移管して以降も、継続してごみ収集の事業拠点となっている。建物及び設備が全体的に老朽化しているが、大規模な修繕や建て替えは実施していない。ほぼ毎年設備等の故障が発生している状況であるが、事後保全型の修繕で対応しているため、修繕計画は作成していない。

(課題)

現状久里浜収集事務所の設備に係る修繕料については、事前に予算化されないケースが多く、基本的に故障が判明した都度、業者から見積を入手し、当該見積をもって関係者と協議して財源を確保した後、業者に発注するという手順となっている。故障のタイミングによっては、発生から発注、実際に修理が完了するまで長期を要する場合がある。

特に空調設備は組込式で古いものが多く、業者の手配や部品の調達、修理自体に時間を要することがあるため、仮に酷暑の中で、従業員スペースの空調設備が故障した場合は、長期間稼働できず、職員の適切な業務運営に支障をきたす恐れがある。

現状久里浜収集事務所の空調設備は全体で 12 台あり、そのうち 1980 年代製が 3 台、1990 年代製が 3 台、2010 年代が 3 台、2020 年代が 3 台である。

また、年度別の空調設備修理台数と修繕額、修繕完了までの期間は以下図表のとおりである。

図表 5-7-28-5 年度別の空調設備修理台数と修繕額、修繕完了までの期間

年度	修繕した台数	空調設備修繕額 (千円)	修繕完了までの期間
令和4年度	1台	1,232	発生：令和4年8月24日 完了：令和4年9月14日
令和5年度	1台	1,210	発生：令和5年6月30日 完了：令和5年8月4日
令和6年度	1台	1,650	発生：令和6年1月23日 完了：令和6年5月17日
	1台	1,925 (見込み)	発生：令和6年8月19日

出典：所管課提出資料

(意見)

久里浜収集事務所は古い施設であり、事後保全型の修繕になるのはやむを得ない面があるとは考えるが、空調設備については、老朽化によりほぼ毎期修繕が発生する状況であることや、職員の労働安全環境にも関係する設備であることを踏まえ、修繕計画を策定し、空調設備の修繕料を年度予算に組み入れ、適時に発注等を行うことが望ましい。

**【意見 35】 職員安全衛生の維持に係る備品（電化製品）の新規購入**

(現状)

久里浜収集事務所では、ごみ収集に携わる職員に定期的に作業服を貸与しており、ごみ収集作業で汚れた服は、職員がまとめて同事務所の備品である洗濯機及び衣類乾燥機を利用して、洗濯・乾燥を行っている。

また、同事務所の近くにコンビニエンスストアやスーパーマーケット等の小売店がないため、職員は昼食や飲料等を持参し、飲食時まで冷蔵庫で保管することとしている。ごみ収集活動で外出している間は控室等の冷房を停止しているため、冷蔵庫が無ければ安全な昼食の確保が難しい環境にあると言える。更に夏場、酷暑の中のごみ収集活動は脱水症状や熱中症を引き起こすことがあるため、ごみ収集活動を安全に遂行するためには製氷や保冷を可能とする冷蔵庫が必須と考えられる。

しかしながら、衣類乾燥機と冷蔵庫について、横須賀市役所本庁舎で利用していないこと等を理由に予算措置が認められていないため、新しいものに替えることが出来ず、相当古いものの利用を続けており、故障や不具合が生じる都度、可能なものは職員が手直しして使っている状況である。

(課題)

衣類乾燥機は寄付されたものを含め12台利用しているが、いずれも業務用ではなく家庭用のものであり、一般的な耐用年数は長くても10年程度と考えられるが、8台がこれを超過しているにも関わらず、連日長時間稼働している状況である。相当程度耐用

限度を超えた利用を行っているため、故障の頻発のみでなく、部品の経年劣化や絶縁の低下から発煙・発火事故の発生の恐れもあると考える。

また冷蔵庫の耐用年数は10年程度と考えられるが、利用している冷蔵庫の8台のうち、1980年代製が3台、1990年代製が2台と相当古いものを利用している状況である。一般的に冷蔵庫は購入時から10年を超過すると、最新機とくらべ消費電力は2倍程度となると言われているため、CO2削減の観点からも入替の検討が必要と考えられる。

(意見)

事業内容や拠点ごとに職場環境は異なるため、横須賀市の全事業一律で設備や備品等の必要性を判断するのではなく、事業ごと、拠点ごとに職員の安全衛生を図る上で必要な備品の新規導入を検討することが望ましい。また貸与作業服の洗濯・乾燥については、クリーニング業者への委託要否についても検討することが望ましい。

No29 久里浜収集事務所ごみ収集直営事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

**【意見 36】** 成果指標と活動実績の設定

(現状)

当事業について、成果指標として「高速道路使用料」を設定しており、また、活動実績として軽油及びガソリンの燃料消費量を設定している。

(課題)

当事業の内容は定日及び臨時のごみ収集運搬及びごみ不法投棄等の指導であり、ごみの収集運搬に際し高速道路利用時のみに発生する高速道路使用料の合計額は、当事業全体の成果目標としては適しているとは言い切れない。

また同様に軽油やガソリンの消費量はごみ収集車の収集運搬距離を表すものと言えるが、収集車の燃費やドライバーが選択したルートの影響を大きく受けると考えられ、ごみの収集運搬や不法投棄指導の活動実績を十分に表しているとは言えないと考えられる。

(意見)

事業内容に見合った成果指標を検討することが望ましい。また、活動実績についても、ごみ収集量や臨時収集回数、指導回数等が考えられるが、事業内容に照らして、何が適切か検討することが望まれる。

No30 ごみ収集車購入事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

**【意見 37】** 実態にあったごみ収集車の入札事務

(現状)

所管事務所では、用途に合わせた各種のごみ収集車を年度ごとに計画的に入札で購入している。

令和3年度(2021年度)までは入札を行った年度内にごみ収集車を購入できていたが、令和4年度(2022年度)以降、半導体等の世界的な自動車部品不足により納車が遅れ、落札・発注と同年度中の購入が困難な状況である。以下の図表 5-7-30-5 は直近3か年の年度別に業者の落札日と納車日の関係をまとめたものである。令和4年度(2022年度)から納車まで1年超を要することとなったが、令和5年度(2023年度)は納車まで1年5ヵ月から1年11ヵ月、令和6年度(2024年度)は1年8ヵ月程度と長期化が続いている状況と言える。

図表 5-7-30-5 年度別のごみ収集車落札日と納車日

年度	落札日	購入した車種と台数	納車日(予定含む)
令和4年度	令和4年4月25日	3 t車1台	令和5年4月28日
		2 t車4台	令和5年4月28日 令和5年5月22日 令和5年5月31日 令和5年6月13日
令和5年度	令和5年4月26日	4 t車2台	令和6年9月26日
		3 t車1台	令和7年2月末～ 令和7年3月上旬に 納車予定
		2 t車2台	
令和6年度	令和6年7月31日	4 t車1台	令和8年3月までに 納車予定
		3 t車3台	
		2 t車1台	

出典：所管課提出資料

(課題)

横須賀市では歳出予算の経費について、翌年度末までに支出（購入）を行う必要があり、横須賀市指名停止等措置規則第2条第1項別表第1にて「契約の相手方の責めに帰すべき事由により履行遅延の報告があったとき」は相手方である業者が一か月の入札停止となる旨定められている。

国際情勢の悪化は続き、今後も部品や車両の流通の大幅な改善は見込まれず、納車の長期化は避けられない状況と考えられるが、そのような状況でも、落札の次年度中までの納車が難しくなった場合、「契約の相手方の責めに帰すべき事由により履行遅延の報告があったとき」に該当することを恐れ、業者による活発な入札が行われていない可能性がある。

(意見)

活発な入札環境を確保するために、部品や車両の流通による納車遅延は「契約の相手方の責めに帰すべき事由」に該当しないことを明確にして、入札周知を行うことが望ましい。

## Ⅷ 建設部 自然環境・河川課

### No31 鳥獣保護管理対策事業

#### 1. 事業の概要

<省略>

#### 2. 指標、実績

<省略>

#### 3. 予算、決算

<省略>

#### 4. 監査の結果及び意見

#### 【意見 38】 適時な情報収集と近隣地域との協力体制の構築

(現状)

事業費は過去の捕獲実績に基づき毎年度検討されているが、近年クリハラリスをはじめとして捕獲頭数が急増している影響により予算不足や人手不足が度々発生している。またこれは横須賀市に限らず、近隣の鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町においても類似した事象が発生している。

(課題)

横須賀市においてはまだ大規模な農業被害の発生までには至っていないが、近隣地域においては既に事例が発生しており、市民個人単位の被害申請によって行う被害防除のみでは対応の限界があり、三浦半島全体で足並みを揃えた計画的防除が重要という見方がなされている。一方で、生息状況の調査や分析や、広域的な計画防除を実行するには三浦半島の地理に対する専門的知見と相当程度の資金が必要となることから、横須賀市のみで完結可能な課題ではないため、横須賀市としても当該状況について真摯に受け止め、近隣地域との協力体制をより一層強化することが求められている。

(意見)

現在も増加し続けている捕獲対象生物の生息状況や被害状況把握の調査、有識者を含めての分析、および対応策としての被害防除や計画防除の実行において、近隣地域との適時に情報交換するとともに、近隣地域との足並みを揃えるために必要な人材と予算が適切に確保されているのかどうかを改めて検討されたい。

## No32 みどりの基本計画推進事業

### 1. 事業の概要

<省略>

### 2. 指標、実績

<省略>

### 3. 予算、決算

<省略>

### 4. 監査の結果及び意見

#### 【意見 39】 緑被率の定期的な調査の実施

(現状)

「みどりの基本計画中間見直し(中間見直し書)」において、みどりの将来像の実現に向けた目標としてみどりの量の維持・向上を掲げており、緑被率(約 54.5%)の維持・向上を数値目標と設定している。一方で、平成 27 年度(2015 年度)以降、緑被率の調査は行われていない状況である。

(課題)

平成 27 年度(2015 年度)以降、緑被率の調査は行われていない、みどりの量の維持・向上という目標が達成されているか直近の状況が把握できず、この目標に関連した施策が全体として効果が発揮されたかどうか判断することが難しい状況である。

(意見)

みどりの量の維持・向上という目標達成状況を把握するため、緑被率の調査を定期的  
に実施することが望ましい。

また、平成 27 年度(2015 年度)以降、緑被率の調査が行われていない背景として、その業務委託費が高額であることが挙げられる。これまでの緑被率の調査は、航空写真を使用して行われたが、近年では衛星画像を使用した調査など新技術が登場しており、コストの低い調査方法を検討することが望ましい。なお、これまでと調査方法を変更した場合、緑被率算出の精度等が変わる可能性があるため、過去の緑被率との比較可能性も考慮して調査方法を検討されたい。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

(1) 重点施策の事業スケジュールの開示について（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

令和元年度（2019年度） 包括外部監査
<p>（意見の概要）</p> <p>重点施策について、年度別の事業スケジュールが示されているが、具体的な実施内容が記載されていない。そのため、仮にある年度に事業が実施されなかったとしても、当該年度において当初より予定していなかったのか、予定していたにも関わらず実施できなかったのか等、事業の進捗状況を判断できない。</p> <p>また、目標と実績を対比する形で記載していないため、目標の達成状況を把握することが困難となっている。</p> <p>各年度における具体的な実施内容を事業スケジュールに落とし込み、目標と実績を対比させることで、市民にとって事業の状況や目標の達成状況を分かりやすく開示することを検討されたい。</p>
<p>（市の措置内容）</p> <p>重点施策の進行管理において事業の進捗状況が分かりにくくなっている点について、ご指摘のとおりと考えており、そのために何ができるかについて検討したい。</p> <p>本件について、これまでの会議の開催状況を表記するなど行ってきたが、それでは意味がないとの市民等からご指摘を受け、現在の進行管理形態となった。</p> <p>また、検討状況には利害関係者にかかわる問題などから表記できない事項もある。いずれにせよ、可能な施策から進捗の公表の在り方について検討したい。</p>

ロ 措置状況のフォローアップ

「みどりの基本計画（現行計画書）」は、計画時から5年経過した令和3年度（2021年度）において中間見直しが行われた。見直しにおいて、計画期間前半の施策ごとの進捗率・状況をA～Cの3段階評価を行い、公表されている。評価基準は、図表5-8-32-4を参照。

また、みどりの基本計画年次報告書において、その年度の目標値達成状況を目標と実績を対比させることで、それぞれの指標の進捗状況を示している。

以上より、意見に対する措置内容は講じられていると考えられる。

図表 5-8-32-4 評価基準

評価	算出方法 ※	数値目標		評価別の今後の取組
		あり	なし	
A	進捗率	70%以上	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さらなる進捗率の上を目指す。</li> <li>・または、維持すべき施策として引き続き推進する。</li> </ul>
	進捗状況	—	十分	
B	進捗率	50%以上 70%未満	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗率を高める施策を推進する。</li> <li>・または、継続すべき施策を推進する。</li> </ul>
	進捗状況	—	半分以上	
C	進捗率	50%未満	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗していない理由を分析する。</li> <li>・実施すべき施策を推進する。</li> <li>・その他の施策は次回の改定時に、取り扱いを検討する。</li> </ul>
	進捗状況	—	半分未満	

※数値目標を掲げている施策：指標に対する進捗率を算出しました。

数値目標を掲げていない施策；取組状況から目標に対する進捗状況を総合的に判断しました。

出典：みどりの基本計画中間見直し(中間見直し書)令和4年（2022年）3月

(2) 既存公園の機能の見直しの検討について（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

令和元年度（2019年度） 包括外部監査

（意見の概要）

既存公園の機能の見直しの検討について、過去より「未着手・検討予定」の状況が続いており検討が進んでいない状況である。平成28年5月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等の在り方検討会」（国土交通省）の最終報告が公表され、「都市公園等についてストック効果を高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園の一層柔軟に使いこなす」、といった基本的な考え方が示され、都市公園を使いこなすためのマネジメントの強化がうたわれている。市においても、当該委員会の最終報告を踏まえ「既存公園の機能の見直し」について具体的な検討を進められたい。

（市の措置内容）

都市公園の配置適正化や機能について、令和2、3年の2か年で見直しの検討をしていく。

ロ 措置状況のフォローアップ

「みどりの基本計画中間見直し(中間見直し書)」において、都市公園に関する施策について見直しを行い、7つの推進施策を5つの推進施策に整理を行った。これらの施策に基づき、令和3年度（2021年度）に「都市公園の整備・管理の方針」が定められ、都市公園の配置適正化や機能について施策の推進を図っており、意見に対する措置内容は講じられていると考えられる。

(3) 横須賀再興プランを反映した数値目標の設定について（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

令和元年度（2019年度） 包括外部監査

（意見の概要）

市の最上位の計画である「総合計画」の「実施計画」に該当する横須賀再興プランにおいて、「バリアフリー化対策の推進」や「公園施設長寿命化対策の推進」に関して具体的な数値目標が設定されている。推進の視点が同じであれば、みどり基本計画においても同様の数値目標を設定してPDCAサイクルに基づいて事業を実施・評価することが望まれる。

（市の措置内容）

「みどりの基本計画」における、数値目標を変更することは想定していないが、進行管理の中において、実施計画の数値目標を踏まえた達成度を確認し明記していくこととしたい。

ロ 措置状況のフォローアップ

「みどりの基本計画中間見直し(中間見直し書)」において、都市公園に関する施策について見直しを行い、7つの推進施策を5つの推進施策に整理を行った。これらの施策に基づき、令和3年度（2021年度）に「都市公園の整備・管理の方針」が定められ、都市公園の配置適正化や機能について施策の推進を図っており、意見に対する措置内容が講じられていると考えられる。

(4) 定量的な目標の設定について（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

令和元年度（2019年度） 包括外部監査

（意見の概要）

各推進施策に目標が設定されているが、定量的な数値目標は、推進施策 No31 「都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討」における目標の1つとして設定された「現状維持：520箇所、511ha」という指標のみである。市は、「都市公園等の適切な維持管理の推進」（推進施設 No35）や「都市公園等の情報発信の推進」（推進施策 No36）といった定性的な目標に対して、当該都市公園等の適切な維持管理や情報発信を実施することで目標を達成したとしている。しかし、このような抽象的な情報だけでは、事業が効率的かつ効果的に実施できたかどうかは明らかにならず、次年度に取り組むべき課題の明確や改善行動に結び付けることも困難となる。事業の目標として、可能な限り実施件数や進捗率など定量的に測定できる指標を設定することを検討されたい。その際、事業活動が計画どおりに実施できているかという観点からの評価に加えて、当該事業活動を実施したことによる実際にどのような成果が得られているかという観点からの評価もあわせて実施することを検討されたい。

（市の措置内容）

「みどりの基本計画」における、数値目標を変更することは想定していないが、進行管理の中において、実施計画の数値目標を踏まえた達成度を確認し明記していくこととしたい。

ロ 措置状況のフォローアップ

みどりの基本計画年次報告書においては、その年度の目標値達成状況を目標と実績を対比させることで、それぞれの指標の進捗状況を示している。数値目標も令和元年度（2019年度）当時よりも増えていると考えられ、意見に対する措置内容は講じられていると考えられる。

以上